西脇市子ども･子育て支援事業計画

平成27年3月

西　脇　市

はじめに

近年、少子高齢化による家族形態の変化、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子どもたちが安心して育ち、保護者が喜びを感じながら子育てができるよう、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要となってきています。

このような中、本市では、平成 24 年８月に制定された子ども・子育て関連３法に基づき、教育・保育施設及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する「西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本市の豊かな自然と地域の人々とのふれあいを通じて、本計画の基本理念である『すべての子どもたちの笑顔があふれるまち西脇～育てる喜びを感じられるまちへ～』の実現に向け、家庭、地域、学校、行政、企業等がそれぞれの役割を担いつつ、連携、協働しながら、計画の推進に取り組んでまいりますので、今後ともより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、御尽力をいただきました西脇市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査などで御意見を賜りました市民の皆様、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年３月

西脇市長　片　山　象　三

目　次

第１章　計画の策定に当たって 1
　１　計画策定の背景と趣旨 1
　２　計画の位置付け 2
　３　計画の期間 2
第２章　西脇市の子ども・子育てを取り巻く現状 3
　１　統計による西脇市の状況 3
　２　ニーズ調査の結果概要 11
　３　保護者インタビュー調査結果の主な内容 18
　４　「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」の取組状況と評価 21
　５　現状と課題を踏まえた今後の方向性 26
第３章　計画の基本理念と施策の体系 28
　１　計画の基本理念 28
　２　計画の基本目標 29
　３　施策体系 31
第４章　施策の展開 33
　基本目標　１　就学前教育・保育の充実 33
　基本目標　２　地域子ども・子育て支援事業の充実 39
　基本目標　３　子どもと親の成長を応援する環境づくり 45
　基本目標　４　男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり 53
　基本目標　５　子どもと親のこころとからだの健康づくりの推進 55
　基本目標　６　子ども・子育て家庭の安心・安全の確保 59
第５章　評価指標の設定 63
　１　事業実施状況等に関する評価指標 63
　２　市民意識等に関する評価指標 65
第６章　推進体制 66
　１　計画の推進体制 66
　２　計画の進行管理 66
参考資料 68
　１　策定経過 68
　２　西脇市子ども・子育て会議条例 70
　３　西脇市子ども・子育て会議委員名簿 73
　４　用語解説 74

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の背景と趣旨

わが国の子育て支援は、これまで少子化対策を主として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきました。

しかし、出生率の低下に伴う少子化の進行、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱く状況はより顕著になってきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定されました。これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年４月から開始します。

新たな制度のもとでは、「全ての子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども・子育て支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

西脇市においても、平成22年に、「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」を策定し、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、地域で安心して子育てができるまちづくりを進めてきました。

しかし、前述の社会情勢のなか、西脇市の子どもを取り巻く環境も変化し続けています。子どもの人口が減少し続けるなか、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」を踏まえながら、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とした「西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものです。

上位計画である「西脇市総合計画」や、その他関連計画が定める子どもの人権の尊重や子どもの最善の利益を考慮して、子どもとその家庭に関わる施策の総合的な展開を図ります。

■ 計画と関係法の関連

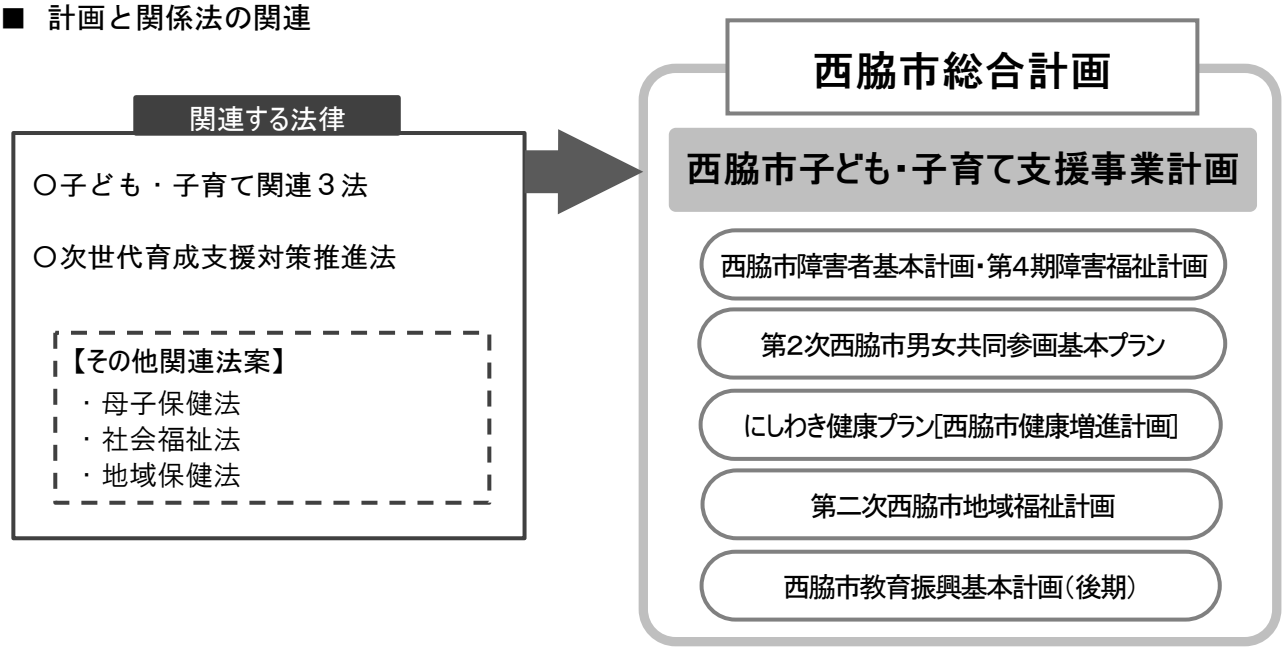

3 計画の期間

本計画は、平成26年度末で計画期間が終了する「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期計画＞）」の取組を引き継ぎながら、平成27年度から平成31年度までの５年間を計画期間として策定します。ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

最終年度の平成31年度には、次期計画を策定します。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
西脇こども未来プランⅡ 西脇市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞									
				策定	西脇市子ども・子育て支援事業計画（本計画）				

第2章　西脇市の子ども・子育てを取り巻く現状

1　統計による西脇市の状況

(1)人口の状況

・総人口は、年々減少傾向にあります。０歳から14歳までの年少人口も、毎年約100人ずつ減少しており、少子化の進行がうかがえます。

■　年齢3区分別人口の推移

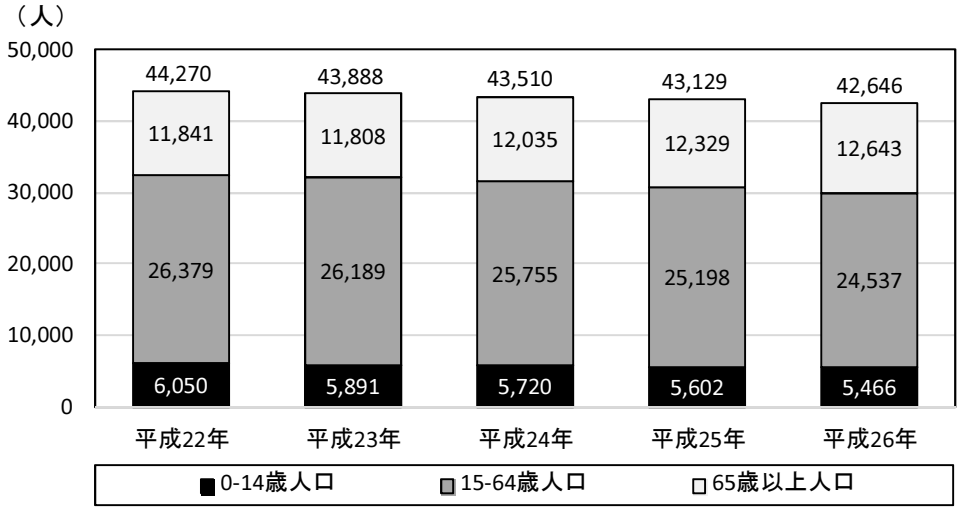

資料：住民基本台帳（各年 10 月）

■　年齢3区分人口割合の推移

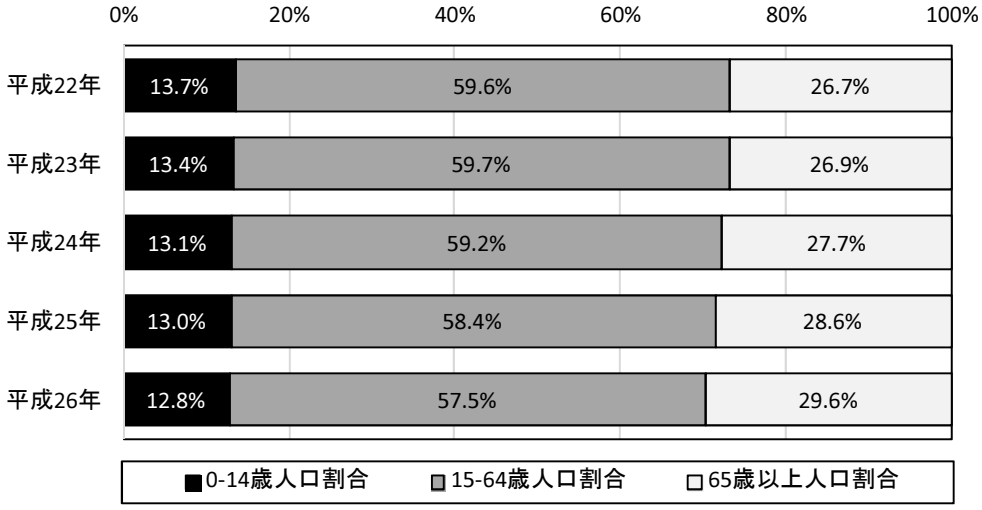

資料：住民基本台帳（各年 10 月）

(2)人口動態

- 西脇市の社会動態をみると、過去５年間ではいずれも転出者数が転入者数を上回っており、人口減少の要因となっています。
- 婚姻件数は毎年160～200件前後、離婚件数は60～70件前後で推移しています。

■ 転入・転出者数の推移

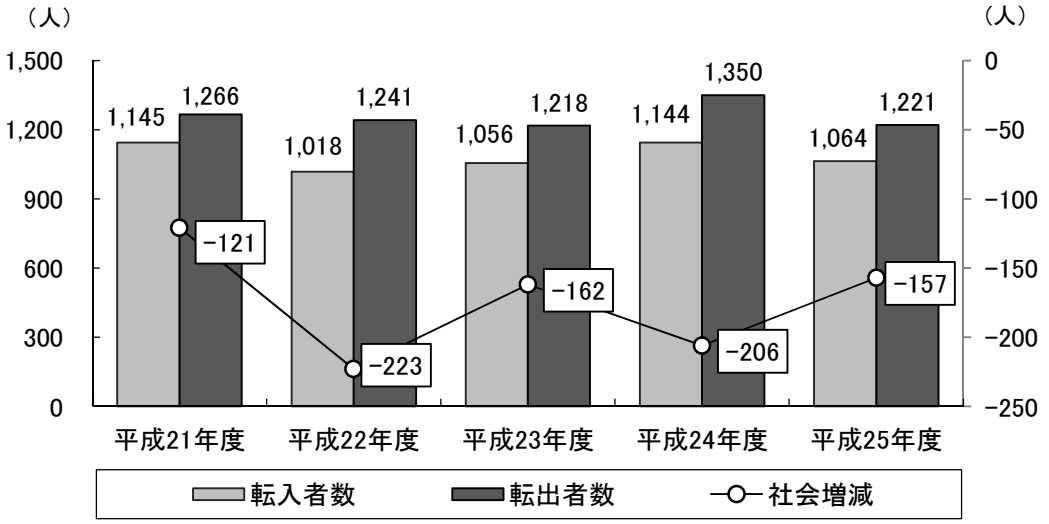

資料:西脇市統計

■ 婚姻・離婚件数の推移

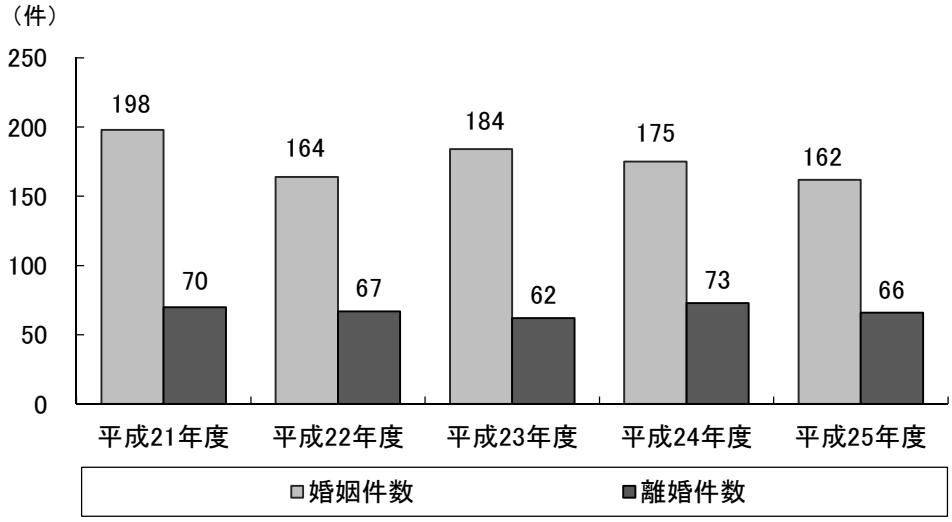

資料:西脇市統計

（3）世帯の状況

- 総人口が減少する一方で、世帯数は年々増加しています。人口に対する世帯数の割合をみると、年々高くなっています。
- 核家族世帯数も増加傾向にありますが、総世帯数に対する核家族世帯数の割合は県全体の割合よりも低くなっており、複数世代での居住が比較的多くなっていることが考えられます。
- ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成2年から平成17年まで増加を続け、その後平成22年に減少しています。父子世帯は、20～30世帯前後で推移しています。

■ 世帯数の推移

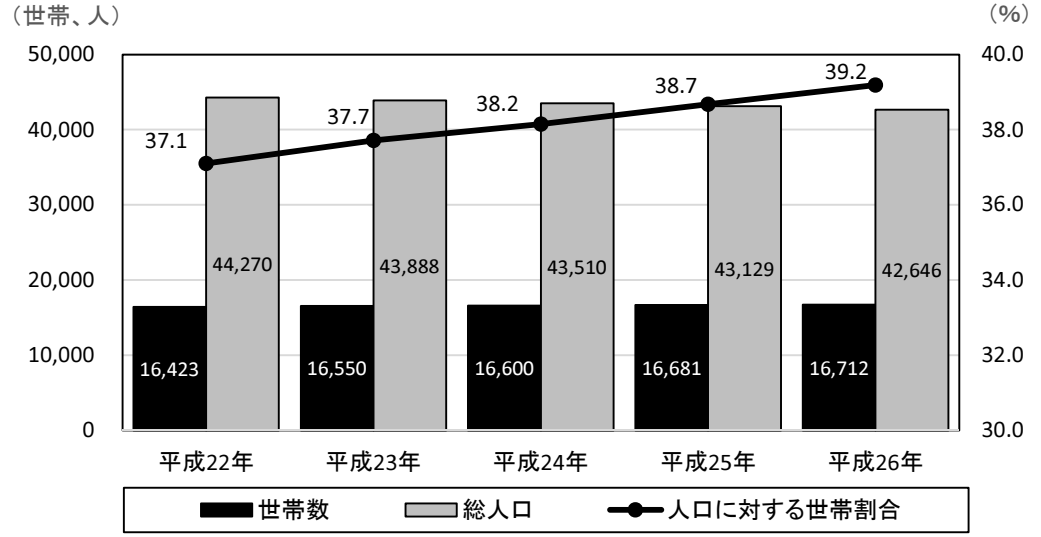

資料：西脇市統計(各年 10 月)

■ 核家族世帯数の推移

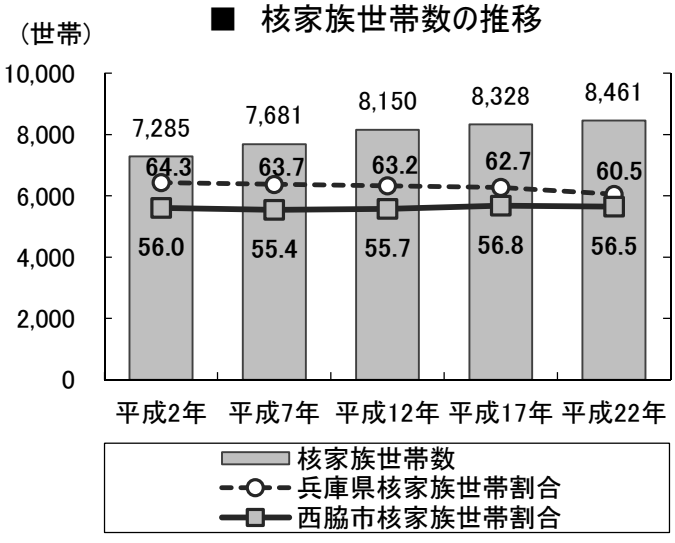

※核家族世帯…①夫婦のみの世帯 ②夫婦と子どもから成る世帯
③男親と子どもから成る世帯 ④女親と子供から成る世帯 の合計

資料：国勢調査

■ ひとり親世帯数の推移（西脇市）

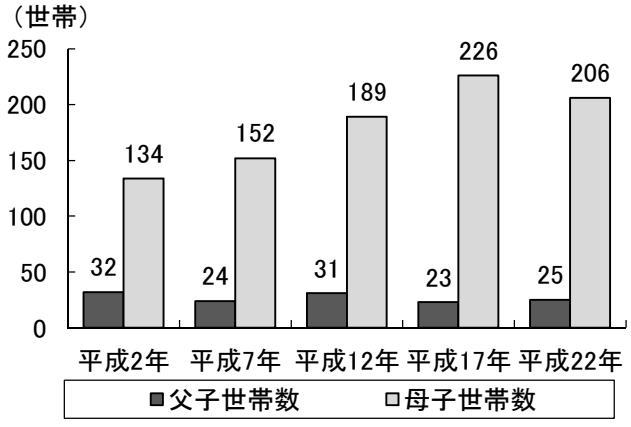

※父子世帯/母子世帯… 未婚、死別又は離別の男親/女親とその未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

資料：国勢調査

(4)出生の状況

- 出生数は、300～350人前後で推移している状況です。母親の年齢別にみる出生数の推移をみると、25歳から29歳まで、30歳から34歳までの出産が多いことがわかります。
- 合計特殊出生率の推移は、全国や県と比較しても高くなっています。特に平成17年度以降の増加は、市内の分譲宅地への若い世代の転入が影響しているものと考えられます。

■ 母親の年齢別にみる出生数の推移(西脇市)

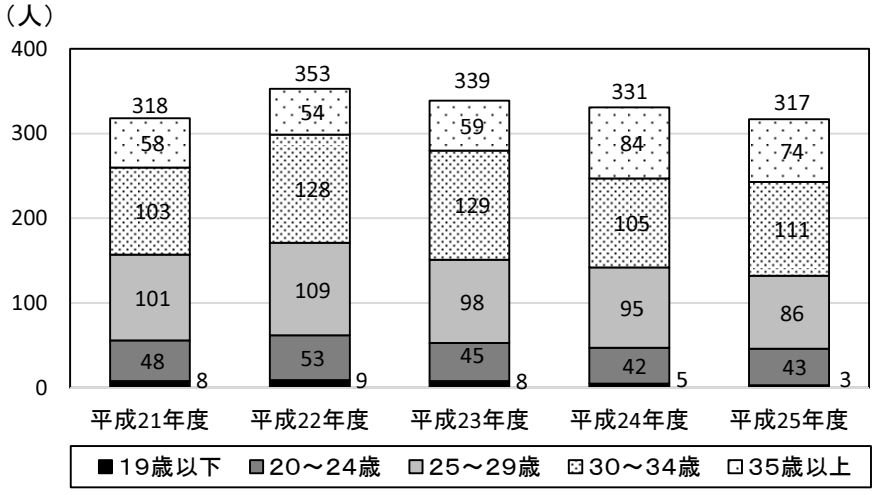

資料:保健統計年報

■ 合計特殊出生率の推移

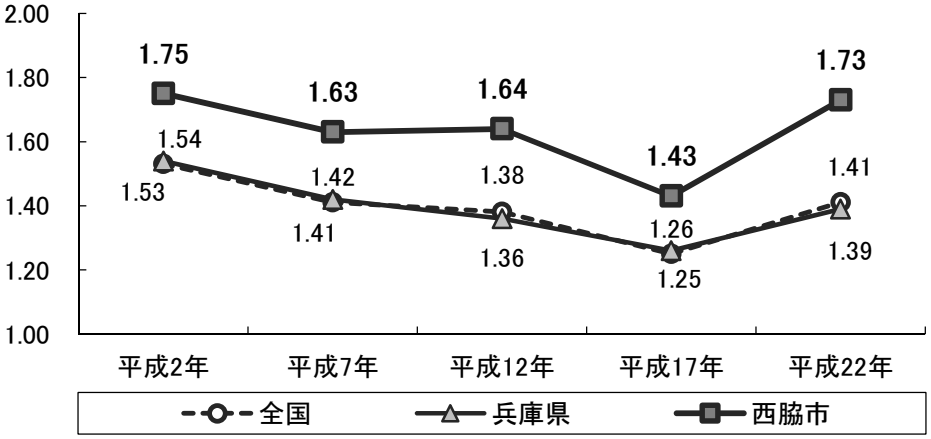

資料:兵庫県厚生統計

(5)労働の状況

- 共働き世帯の状況についてみると、夫婦のいる世帯が平成２年から平成12年にかけて増加、その後減少に転じている一方で、共働き世帯、子どものいる共働き世帯は平成２年から平成22年まで継続して減少しています。共働き世帯のうち子どもがいる世帯の割合は平成2年では78.8%でしたが、平成22年には69.9%まで減少しています。
- 女性の労働力率をみると、平成22年では全国や県と比較して20歳以降の全ての年代で、全国や県を上回っています。特に子育てが一段落すると考えられる35歳以上の女性が労働力として戻ってくる傾向がみられます。

■ 共働き世帯の状況(西脇市)

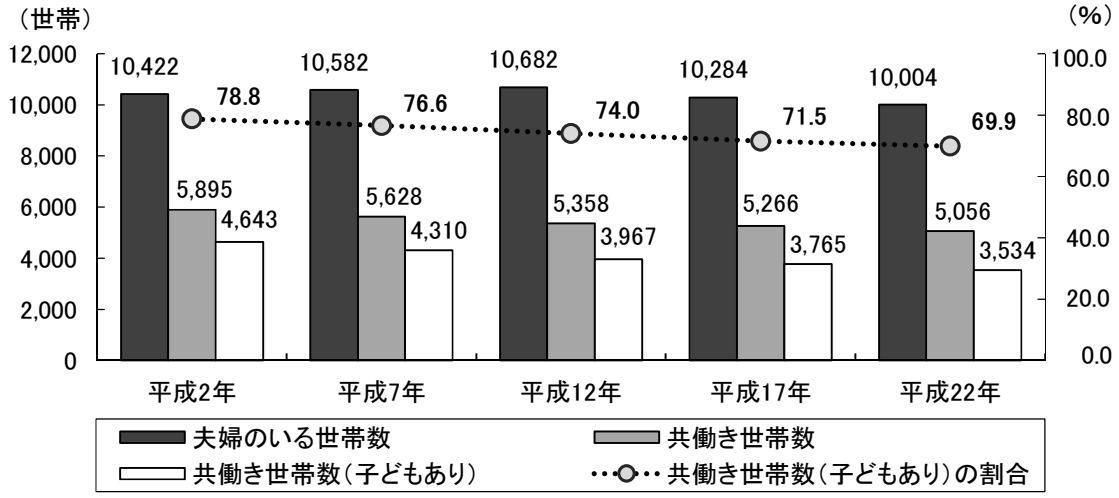

資料:国勢調査

■ 女性の労働力率(平成22年　全国・県・市比較)

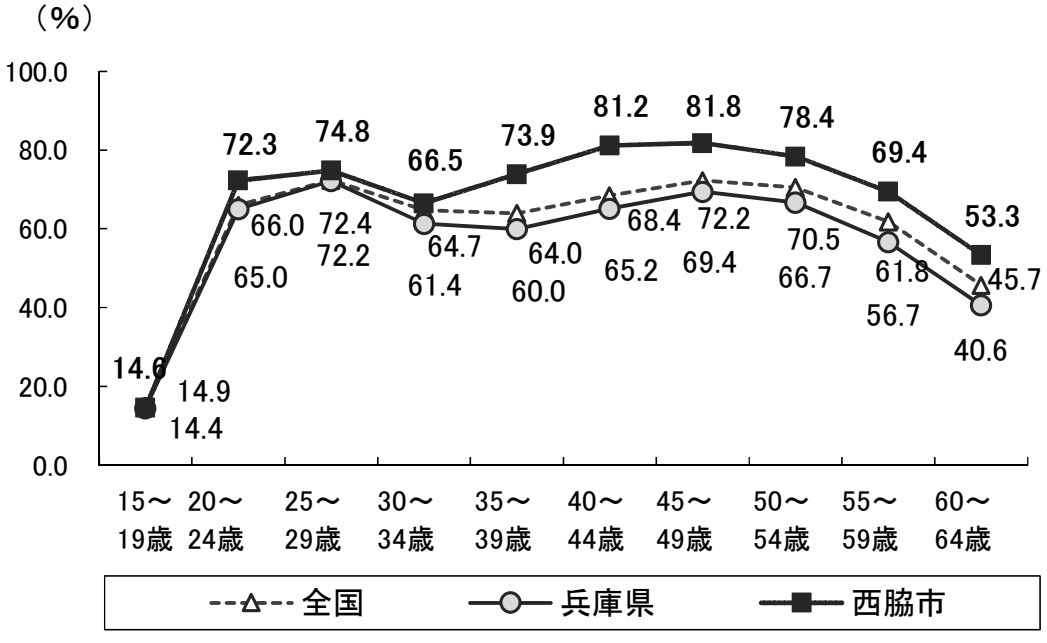

資料:国勢調査

(6)幼稚園・保育所の状況

- 幼稚園・保育所の状況をみると、多くの５歳児は保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園に通うという特徴がみられます。
- 幼稚園では通園児童数が定員の半分以下で推移している一方で、保育所の通園児童数はほぼ定員と同数で推移しています。

■ 幼稚園の状況（西脇市）

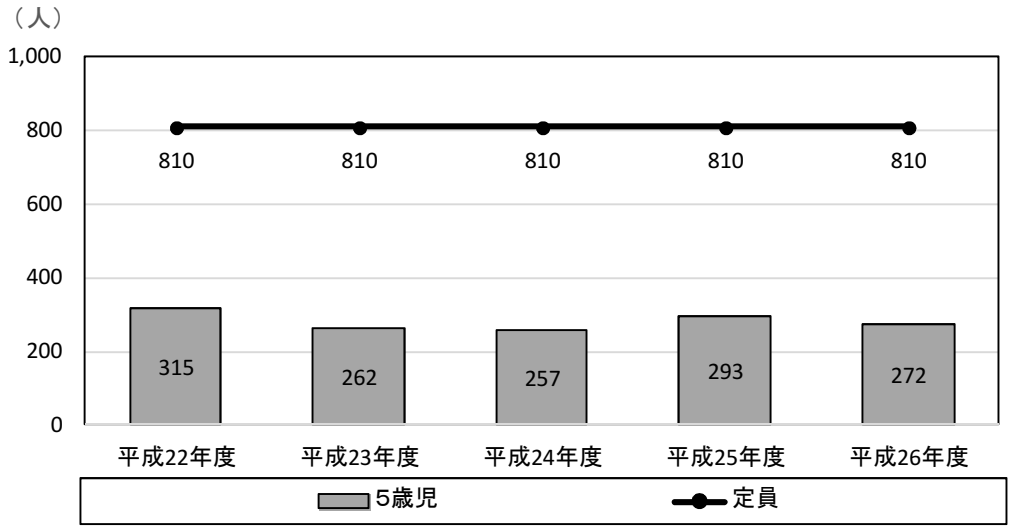

資料：学校基本調査（各年5月）

■ 保育所の状況

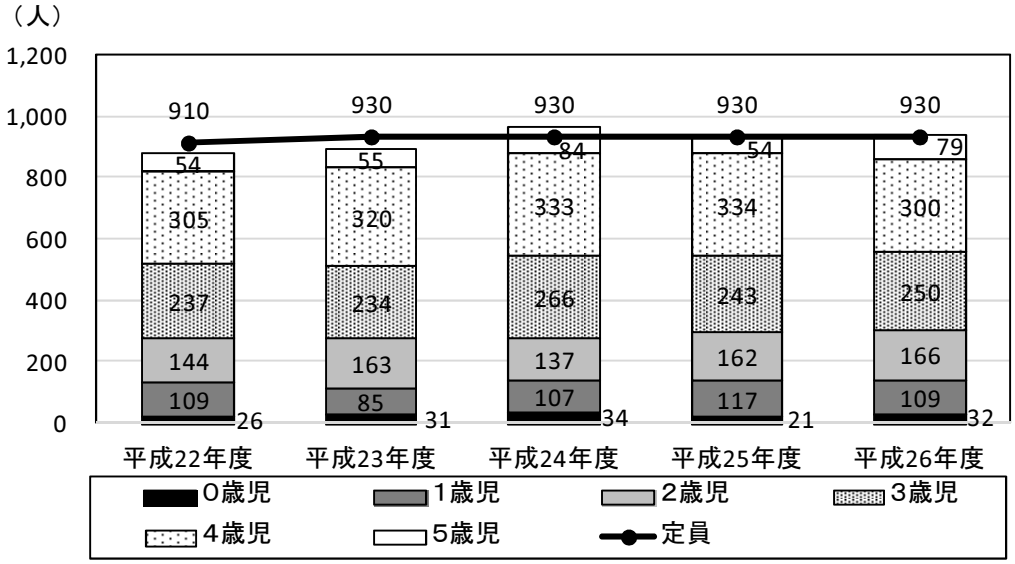

資料：児童福祉課（各年5月）

（7）小学校児童数の状況

・小学校の児童数の推移をみると、毎年100人前後の減少がみられます。平成24年度以降には、低学年（１～３年）ではそれぞれ400人を下回っています。

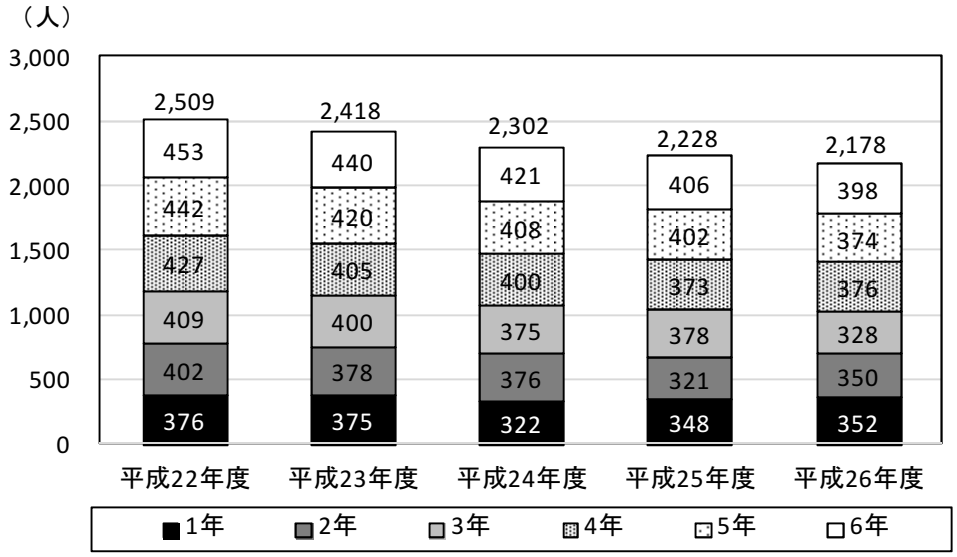

資料：学校教育課（各年5月）

（8）放課後児童クラブ利用の状況

・児童数の減少にかかわらず、放課後児童クラブの利用児童数は横ばいで推移しています。低学年では毎年350人前後の利用がみられます。高学年については放課後児童クラブを実施している学校等が限られるため、利用者数は一桁にとどまっています。今後は高学年についても、放課後児童クラブのニーズがある児童に対する受入態勢の構築が求められます。

（人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
低学年	357	355	352	371	343
高学年	0	8	5	7	7

資料：生涯学習課（各年5月）

（9）子育て支援事業の年間利用者数の推移

・子育て支援事業（①～⑥）の年間利用者数はそれぞれ増減しながら推移しています。「⑦子育て支援サービス」については、登録保護者数、利用者数が増加しています。利用希望に対応するための体制整備が求められます。

単位：①～⑥延べ利用人数

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
①へそっこランド		10,219	11,681	10,628
②あいあいランド		3,773	3,705	4,019
③わくわくランド		546	412	532
④レッツコミュニケート事業		10,410	8,828	11,437
⑤地区マミィの活動		3,925	3,092	2,823
⑥ボランティアサークル		4,861	4,798	4,825
⑦子育て支援サービス（シルバー人材センターが子どもを預かる事業）	登録保護者数	11	18	28
	利用者数	10	13	15
	利用時間	252.25	745.00	609.75

資料：①～⑥ 中央公民館
⑦ 児童福祉課

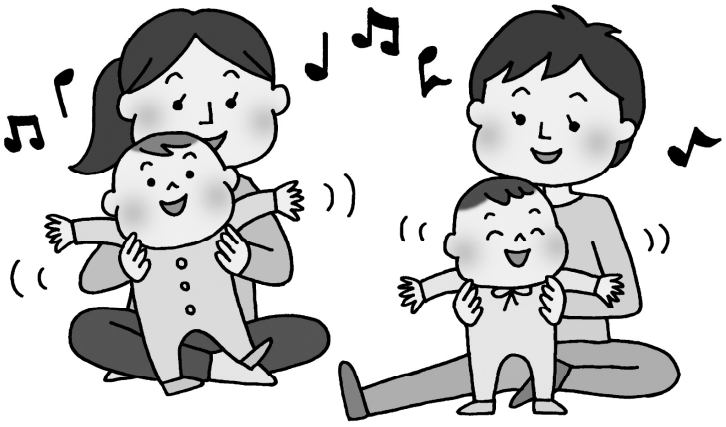

２ ニーズ調査の結果概要

実施概要

（1）調査の目的

・子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とすることを目的として、「小学校入学までの子ども（以下「就学前児童」という。）」及び「小学生」の世帯・保護者を対象に調査を行いました。

（2）調査概要

●調 査 地 域：西脇市全域
●調査対象者：西脇市内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者
　　西脇市内在住の「小学生」がいる世帯・保護者
●調 査 期 間：平成25年11月29日～平成25年12月18日
●調 査 方 法：郵送配布・郵送回収

調査票の種類	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童用	1,523	748	49.1%
小学生用	1,477	702	47.5%
合　　計	3,000	1,450	48.3%

調査結果の概要

（1） 教育・保育サービスについて

① 平日の教育・保育事業について （就学前児童調査）

・現在利用している事業については、「保育所」の割合が際立って高く、76.2%となっている一方で、今後利用したいと考える事業については、保育所以外の事業が増えています。年齢別にみると、年齢が上がるにつれ「保育所」の割合が下がり、「幼稚園」の割合が高くなっています。「教育」ニーズが高まることからも、教育・保育を一体的に提供していく体制が求められていることがわかります。

■平日に利用している教育・保育事業

（平日に幼稚園や保育所等を利用していると回答した方のみ）

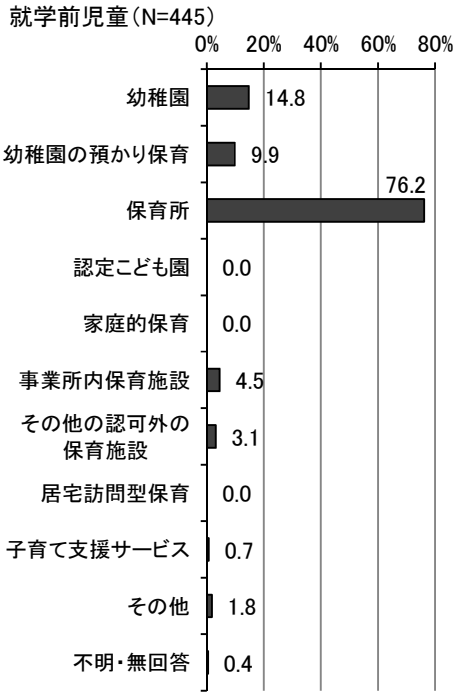

■今後、平日に利用したいと考える教育・保育事業

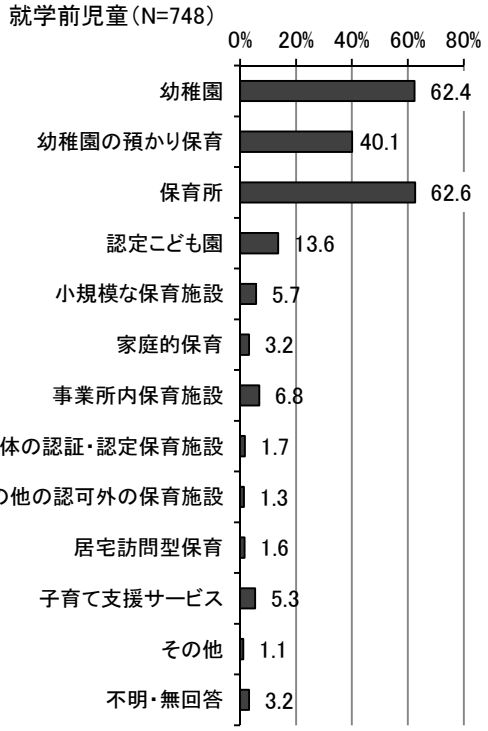

■年齢別×今後利用したい教育・保育事業

就学前児童（N=748） 上段：人数（人） 下段：割合（%）	幼稚園	幼稚園の預かり保育	保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	子育て支援サービス	その他	不明・無回答
0歳	34	18	52	11	7	6	3	2	1	－	4	－	1
	55.7	29.5	85.2	18.0	11.5	9.8	4.9	3.3	1.6	－	6.6	－	1.6
1歳	86	44	119	21	16	9	13	5	1	3	7	3	1
	58.9	30.1	81.5	14.4	11.0	6.2	8.9	3.4	0.7	2.1	4.8	2.1	0.7
2歳	92	57	126	30	10	3	9	3	2	2	9	1	5
	60.5	37.5	82.9	19.7	6.6	2.0	5.9	2.0	1.3	1.3	5.9	0.7	3.3
3歳	69	46	84	18	1	2	11	1	1	4	6	1	4
	57.5	38.3	70.0	15.0	0.8	1.7	9.2	0.8	0.8	3.3	5.0	0.8	3.3
4歳	72	55	51	9	3	1	3	1	3	－	6	－	5
	69.2	52.9	49.0	8.7	2.9	1.0	2.9	1.0	2.9	－	5.8	－	4.8
5歳	70	53	20	10	3	3	6	1	2	1	8	1	4
	68.6	52.0	19.6	9.8	2.9	2.9	5.9	1.0	2.0	1.0	7.8	1.0	3.9
6歳	36	20	6	1	2	－	5	－	－	2	－	1	2
	80.0	44.4	13.3	2.2	4.4	－	11.1	－	－	4.4	－	2.2	4.4
不明・無回答	8	7	10	2	1	－	1	－	－	－	－	1	2
	44.4	38.9	55.6	11.1	5.6	－	5.6	－	－	－	－	5.6	11.1

② 長期休業期間中の教育・保育事業の利用について （就学前児童調査）

・『週に2～3日以上利用したい』（「休みの期間中、ほぼ毎日使いたい」と「休みの期間中、週に２～３日利用したい」の合計）が６割を超えています。高いニーズへの対応策の検討が必要です。

（幼稚園を利用していると回答した方のみ）

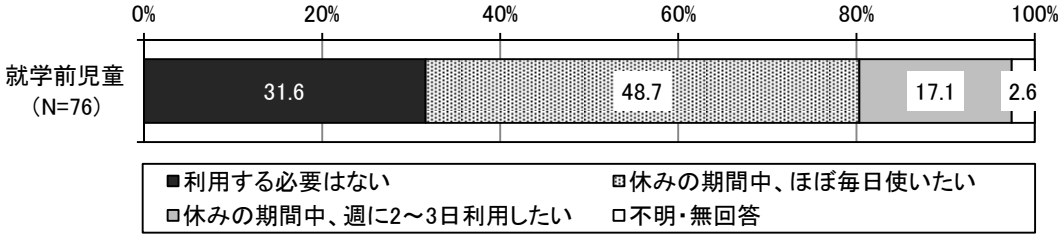

③ 西脇市で必要な教育・保育の内容について （就学前児童調査）

・「全ての子どもが同じように、質の高い教育・保育が受けられる環境」が59.6%と最も高くなっています。

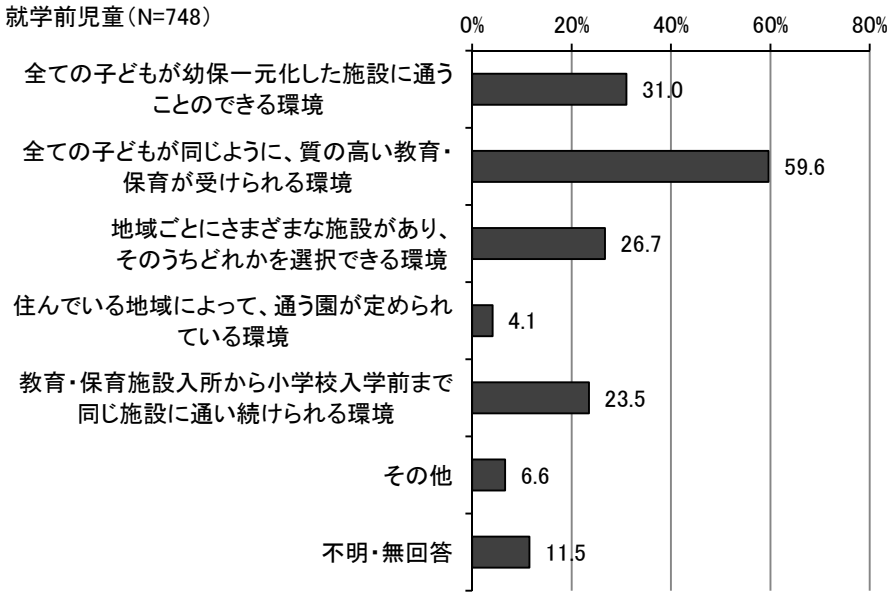

（2） 仕事と子育ての両立について

① 育児休業取得状況 （就学前児童調査）

・母親では27.8%の方の取得がみられますが、父親では0.9%にとどまっています。

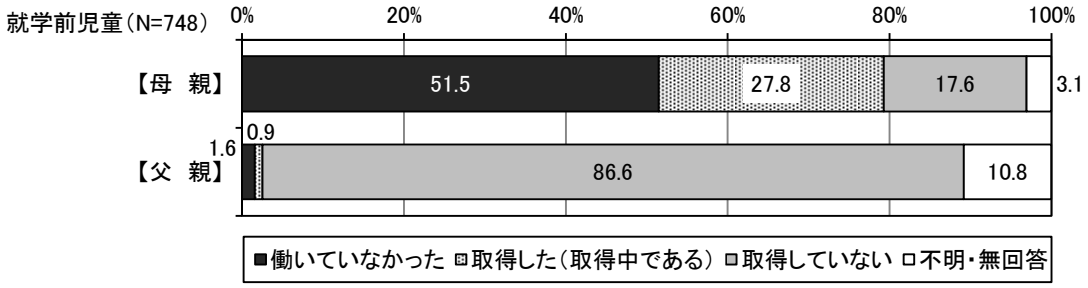

② 育児休業を取得しなかった理由 （就学前児童調査）

・父親で育児休業を取得しなかった理由は「配偶者が無職、祖父母や親戚にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」がもっとも多かったものの、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」も多く、父親の育児参加には、職場の理解や支援が求められることがうかがえます。

（育児休業を取得していないと回答した方のみ）

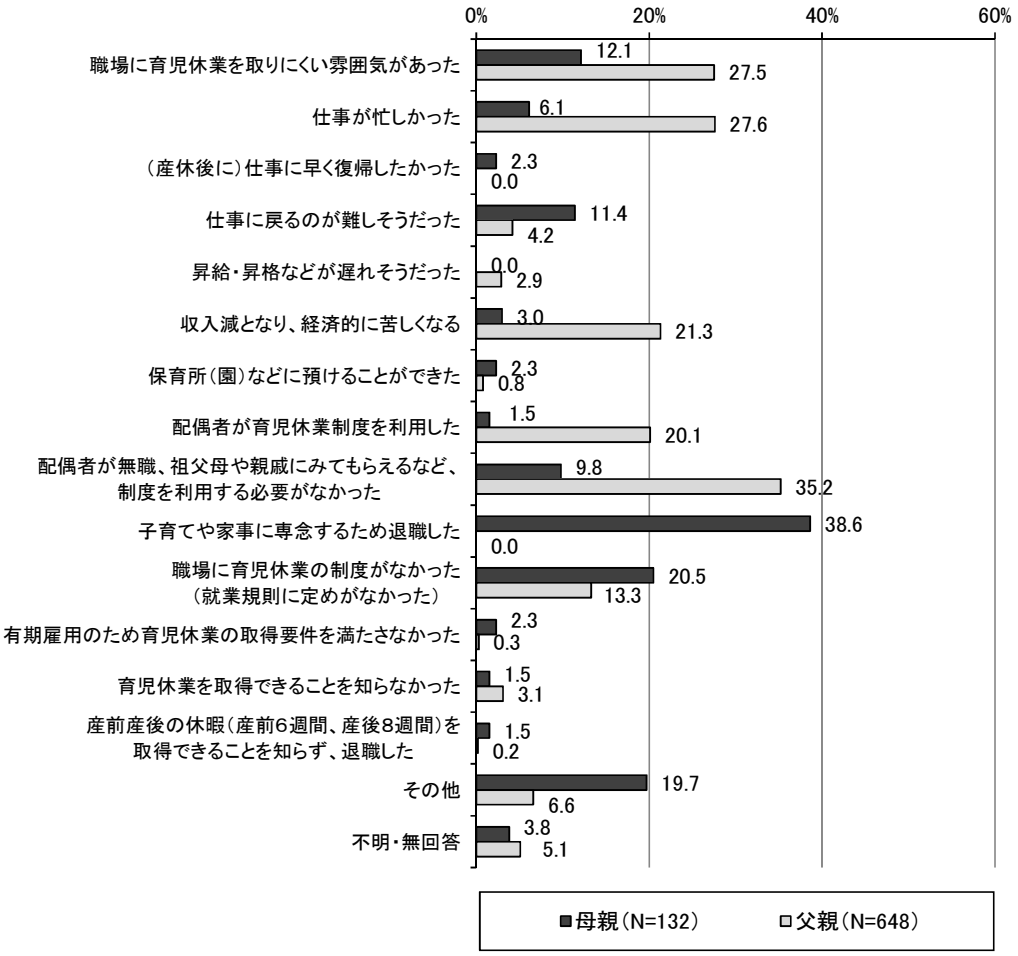

（3） 西脇市の子育て支援について

① 西脇市の子育て支援サービスの今後の利用意向 （就学前児童調査）

・「児童手当の支給」、「予防接種」、「健康づくりセンターの乳幼児健診（相談）」など、医療や金銭面に対する支援を求める声が多いなかで、「児童館（茜が丘複合施設）」の利用意向も57.0%と高くなっています。新しく完成する茜が丘複合施設に対する子育て世代からの期待がうかがえます。

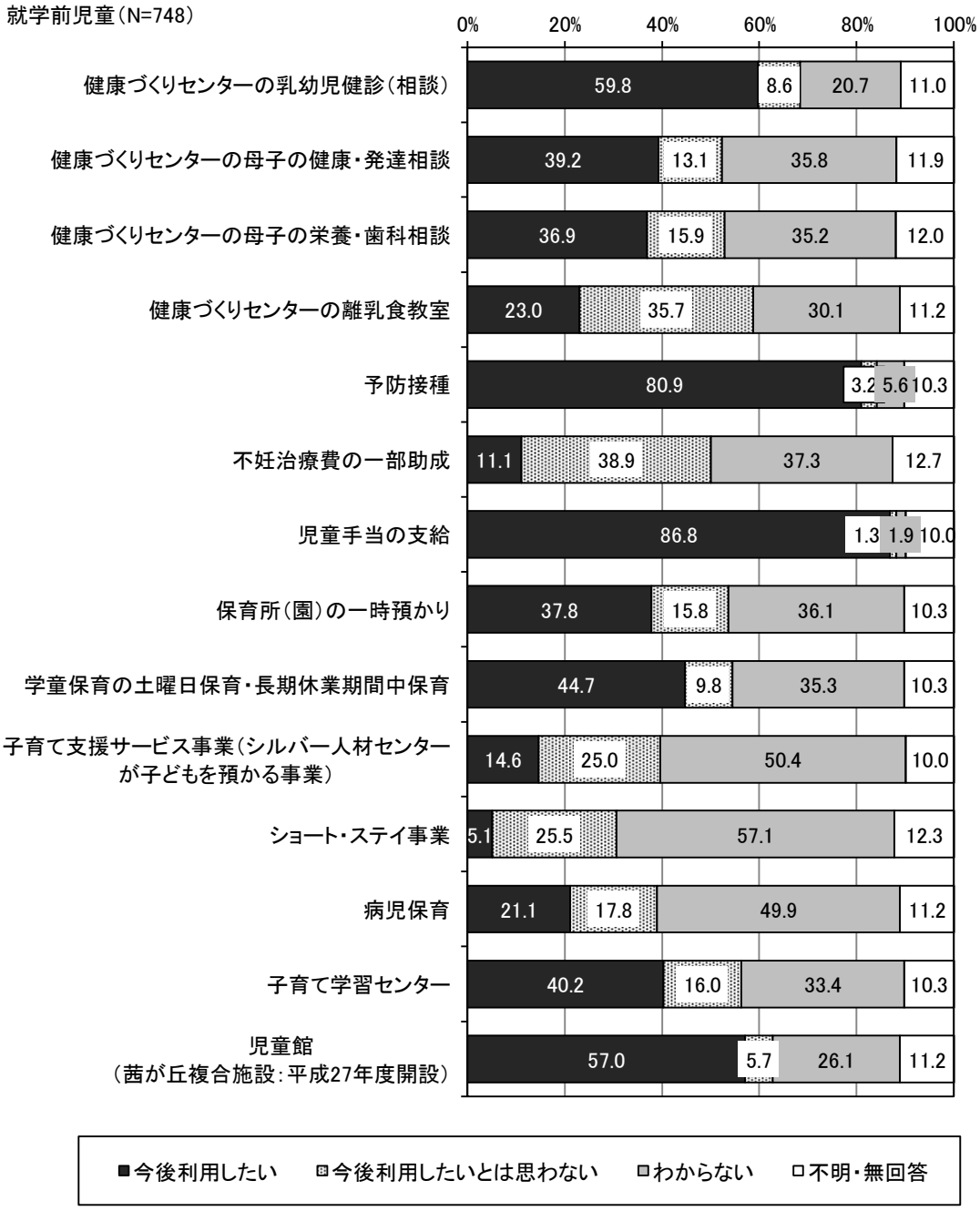

② 西脇市に必要な子育て支援 （就学前児童・小学生調査）

・「保育料の軽減」や「子どもの遊び場・公園の充実」が多くなっています。この２つの項目について充実を求める声は自由意見でも多くみられたため、改善策の検討が重要です。

■西脇市で充実してほしい子育て支援

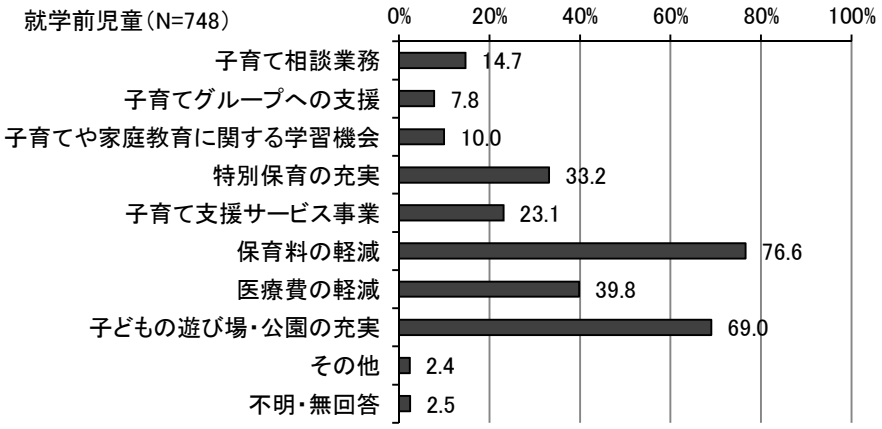

■子どもの遊び場や居場所で充実してほしいこと

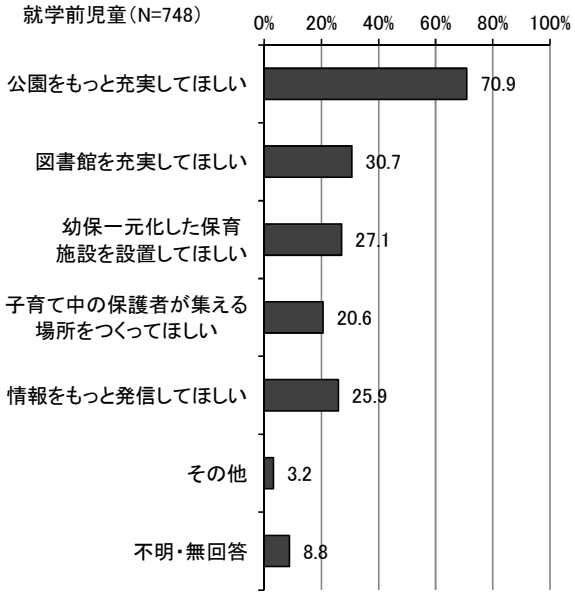

■地域の子どもの遊び場に関して日頃感じること

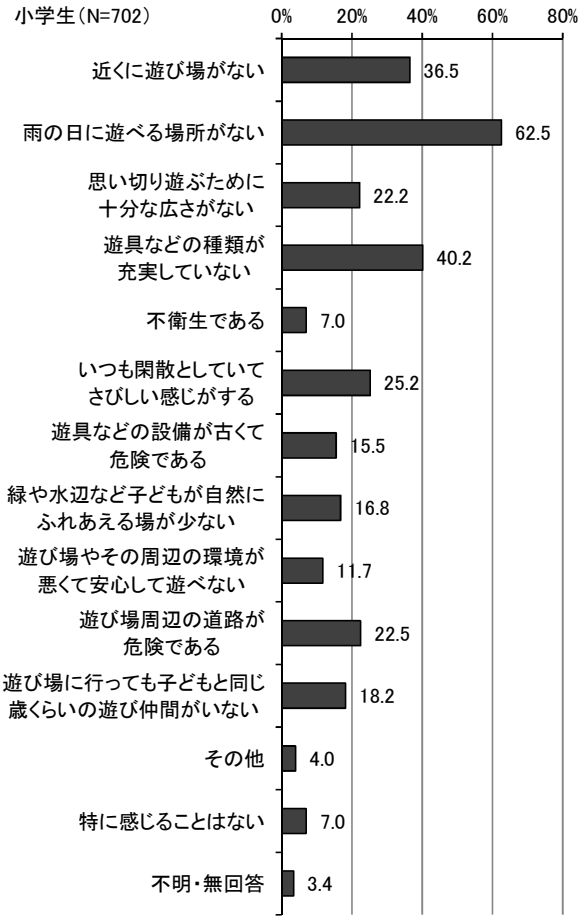

（4） 自由記述意見

① 就学前児童の保護者

・環境整備、幼稚園教育、医療の体制、保育料についての意見が多く集まりました。なかでも「公園の整備」が41件と多くなっています。

環境整備等	・公園の整備…41件 ・安心・安全を第一に考えてほしい…10件
幼稚園教育	・2・3年保育にしてほしい…13件 ・（預かり保育含め）幼稚園教育を続けてほしい…7件
医療の体制	・病児・病後児保育を充実させてほしい…8件 ・医療費の無料延長を希望…4件 ・医療費助成は助かる…3件 ・病院（夜間・休日の小児科）を充実させてほしい…2件
保育料	・保育料が高い…26件 ・所得に応じて変わるのは反対…2件
子育て学習センター	・もっと各地区で充実させてほしい…6件 ・雰囲気が暗い、おもちゃが汚い…3件 ・このような場所があり、ありがたい…11件 ・先生方が熱心でありがたい…4件 ・利用の仕方が分からない…3件

② 小学生の保護者

・環境整備、学童保育についての意見が多く集まりました。なかでも「公園の整備」が52件ともっとも多くなっています。保護者がいなくても外で遊ぶことができるための環境整備が求められています。

環境整備等	・公園の整備…52件 ・歩道（通学路）の整備…12件 ・各地域の施設整備…8件 ・雨の日に遊べる場所がほしい…5件
学童保育	・学童保育の充実（時間延長等、利用しやすくしてほしい）…23件
医療の体制	・医療費を無償化してほしい…10件 ・病児・病後児保育の整備…5件 ・医療体制を充実させてほしい…3件
その他	・働きながらでも子育てができる環境づくりをしてほしい…5件 ・地域全体で支えあいながら子育てしていける雰囲気をつくってほしい…9件 ・障害のある子どもへの支援が必要…6件 ・平成27年度開館予定の茜が丘複合施設に期待している…3件 ・「不審者に対する意識を持って生活する」ための指導をしてほしい…3件

3　保護者インタビュー調査結果の主な内容

- ニーズ調査に加えて、子育て世代の「生の声」をうかがうため、子育てサークル参加者や子育て支援グループ関係者、子育て世帯の市職員へのインタビュー調査を実施しました。
- 普段通っている幼稚園や保育所のこと、小学校入学前に不安に思っていること、西脇市の子育て環境の良いところや改善点等、地域の実状に沿った課題について話していただきました。

（1）西脇市の子育て支援で良いところ

・子育て学習センターなどで、多くの親子と出会え、子育ての情報交換ができ、友達になれる
・子育て学習センターの活動が充実している
・親身になってくださる職員の方々に支えられ、安心して参加できる
・いろいろな行事（イベント）があり、気軽に参加できる
・たくさんの子育てボランティアグループがあるので、多くの方々と交流を持つことができる
・親子で触れあう機会が多くあり、子どもにとっても親にとっても刺激になる
・いろいろな経験ができる機会を作ってもらえる
・児童館の設置がうれしい
・保育所で異年齢の子と遊んでもらえる機会が持て、その際、保育所の見学にもなる
・未就園児が集える拠点（子育て学習センター）があり、広場も多数開催され、保育所や幼稚園へ行く機会も作ってくださるので感謝している

（2）西脇市の子育て支援で改善すべきところ

・公園を増やしてほしい
・一時預かりや病児保育、シルバー人材センターによる預かりなど、利用方法がよく分からないので情報がほしい
・全ての保育所で一時預かりをしてほしい
・保育料が高いので、軽減してほしい
・（小野のひまわり公園のように）外でも室内でも子どもたちが精いっぱい遊べるようなところがほしい
・予約をしなくても、気軽に、安心して一時預かりをしてもらえるシステムがほしい
・子育て学習センターをもっと広くてきれいにし、おもちゃもたくさん増やしてほしい
・保育所に通う親の教育（指導）をしっかりしてほしい
・健康づくりセンターが少し暗くて、入りにくい感じがある
・子育て学習センターで指導されていることの体制づくりをもっと充実させるため、行政・地域・保護者一人ひとりが理解を深め、「西脇で子育てができて良かった」と、子育ての楽しさを実感できるような環境づくりを進めてほしい
・行事（イベント）の準備や片付けなど、市の職員に頼り過ぎではないか。ボランティアサークルの方だけでなく、参加する親も、もう少し自主的に運営してもよいのでは
・幼保一元化だが、「幼稚園は学校に入る準備段階として、とても大切な時期」なので、もっと時間をかけて市民が納得していくように話をしてほしい
・若いお母さんのなかにはシルバー人材センターによる預かりに抵抗がある方も少なくないようなので、ファミリー・サポート・センターもあるとよいと思う
・病児保育をしてくれる園や、受入人数をもっと増やしてほしい（2人では少ない）

（3）子どもの遊び場や生活環境で気になること

・公園が近くにないので増やしてほしい
・子どもが遊びに行ける屋内施設がない
・年齢にあった公園がほしい（小さい子ども向け遊具など）
・公園の手入れをしてほしい （遊具が古い、手入れがされておらず視界を遮られて危ない、ごみが散乱、犬のふんなどがあって不衛生）
・道路の環境を整えてほしい（横断歩道や街灯が少ない、溝フタがなく危険等）
・車の免許を持たない母親が、歩いて行ける遊び場が少ない。そういう親への対応も大切
・遊ばせながら買い物ができるような施設がない
・児童館が無い
・見守り隊の方には感謝している。安心して通学させることができる
・通学路の人気が少ないところや通学児童の少ないところでも見守り隊の方がおられると安心

（4）幼稚園・保育所・学童保育について感じること

・保育時間が短いので、延長保育を充実させてほしい
・園児の数に対して保育士が少ないと思うので、増員してほしい
・幼稚園を2年、3年保育にしてほしい
・全てを認定こども園にするのではなく、幼稚園も残してほしい
・園に駐車場が無い、また、少ないので困っている
・幼稚園の施設が古く、園庭が狭い。また遊具も少ない
・幼稚園によっては、子どもの数に対して部屋数が足りていないように感じる
・幼稚園を完全給食にしてほしい
・外でもっと遊ばせてほしい
・地域との交流がもっとあればいいと思う

（5）仕事と子育ての両立について

・休暇の取りやすさは上司にもよるが、子どもが1歳で、病気のときは休んでおり、職場には迷惑をかけていると思う
・休暇をとりやすい制度があれば良いと思う
・就学前は、インフルエンザなどのときのための「看護休暇」があるが小学生は無い。学級閉鎖のときも困っている
・同居している家庭は、残業等で帰りが遅くなったとき、祖父母や親戚にお迎えを任せられるが、同居していないので困っている。今後、正規で勤める方も増えていくと思われるので、預かり時間をもう少し伸ばしてもらうと助かる人が増えると思う
・学童保育はお迎えの時間が18時半までのため、間にあわない。小学校と家が近いので、子ども１人でも帰ることを許可してほしい
・子どもが病気になったとき、父母で交互に2週間看たことがあったが、慣れている保育所での病児・病後児保育をしてほしい
・西脇市に病児保育制度はあるが、活用できていない（活用しづらい雰囲気がある）
・シルバー人材センターによる預かりは良いサービスだと思うが、事前予約が必要なので使いづらい

4 「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」の取組状況と評価

・「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」では、目指すべき目標像を「心豊かな未来を育む　ふれあい・安心・子育てのまち　西脇」とし、総合的な施策の展開を図ってきました。
・その施策内容と実績について、各施策の所管課において、「A：達成できた」「B：ほぼ達成している」「C：達成に至っていない」の3区分で評価を行いました。その進捗状況の評価を踏まえ、本計画に反映します。

（1）全ての家庭の子育ての支援

① 家庭や地域の子育て力の向上

施策名	進捗状況	内容と実績
子育て支援体制の充実	B	・家庭児童相談員2名による相談窓口の設置 ・児童福祉課の窓口での情報提供 ・各種母子保健事業を通じた相談支援
子育て支援ネットワークづくり	B	・あいあいランド、わくわくランド等の実施 ・地区マミィを中心とした地区ネットワークの構築、地区子育てフェスティバルの開催 ・民生委員・児童委員、シルバー人材センター、子育て支援ボランティア等の連携
学習機会の充実	B	・さまざまな子育て支援イベントや事業の実施

② 子育て支援制度・サービスの充実

施策名	進捗状況	内容と実績
保育・子育て支援サービスの充実	B	・各保育事業の実施 ・レッツコミュニケート事業の実施
経済的支援の実施	A	・保育所入所3人目以降の保育料無料化 ・毎年の保育料の見直し ・5歳児の保育所の保育料を市立幼稚園並みに見直し ・各種手当や費用の助成

③ きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

施策名	進捗状況	内容と実績
児童虐待の防止	A	・要保護児童対策地域協議会の開催 ・家庭児童相談員の配置 ・育児支援家庭訪問事業の実施・健康課との連携
ひとり親家庭への支援	A	・平成25年度から母子自立支援員を2名に増員 ・各種助成・援助制度の促進
障害のある子どもを対象とした施策の推進	B	・障害児ふれあい交流事業の実施 ・巡回訪問による障害の早期発見、適切な援助の紹介等 ・小中学校への介助員の配置

④ 仕事と子育ての両立の推進

施策名	進捗状況	内容と実績
子育てと仕事の両立の推進	B	・商工会議所を通じた事業者への周知 ・ハローワークとの連携のもと、面接会等の実施・広報 ・再就職セミナーを毎年実施
男女共同による子育ての推進	B	・父子対象の体験型セミナー等を開催する等、父親の育児参加の機会・啓発
雇用・就労機会の拡充	B	・企業誘致による雇用の確保 ・職業能力の向上を図る職能訓練センター事業（ハローワークと連携）の支援

（2） 母と子の健康を支える環境づくり

① 子どもや母親の健康の確保

施策名	進捗状況	内容と実績
母子保健事業の拡充	B	・各種健診の実施 ・予防接種事業の実施 ・西脇おやこ交流教室の実施 ・朝食調査事業の実施
母と子の健康を支える環境の整備	B	・禁煙指導の実施 ・事故予防に関する情報の提供 ・有害物質に関する情報提供
小児救急医療体制の整備	B	・啓発資料を保護者に配布、知識の普及 ・医療機関への適切な受診啓発の普及
	C	・休日夜間の小児救急の実施（広域）

② 学童期・思春期における保健対策の充実

施策名	進捗状況	内容と実績
思春期保健対策の充実	B	・啓発チラシの作成・配布 ・食育の推進 ・児童と乳幼児のふれあい交流事業 ・各校における性教育指導
思春期における心の問題への対応	B	・各種相談事業の実施

（3） 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

① 生きる力を育む教育環境の整備

施策名	進捗状況	内容と実績
豊かな人間性を育む教育の推進	B	・教育指導方法などの情報提供 ・各学校の計画に基づく計画運営支援 ・体力・運動能力調査の実施 ・伝統文化にふれる教育の推進 ・放課後子ども教室の実施
教育内容・方法の改善	B	・少人数教育の実施 ・教職員の研修会の実施 ・生徒指導の実施
幼稚園教育の充実	A	・預かり保育の実施
開かれた学校・幼稚園づくりの推進	B	・学校支援ボランティア登録者の増加 ・幼稚園の園庭開放等の事業の実施
特別支援教育の充実	B	・巡回相談の実施と指導方法の普及 ・個別指導や別室指導の強化 ・ICT 機器等を活用した学習指導の実施

② 地域における青少年の健やかな育成

施策名	進捗状況	内容と実績
子どもの居場所づくりの推進	B	・交流活動の推進 ・放課後子ども教室の実施 ・高齢者福祉施設での交流活動 ・ちびっこまつりでの交流
身近な遊び場の充実	B	・公園のトイレの水洗化、バリアフリー化 ・公園の滑り台等37基の遊具を新設・更新 ・美化活動の展開 ・地域の子どもたちへの園庭開放
体験・交流活動の推進	B	・トライやる・ウィークの実施等 ・放課後子ども教室の実施 ・西脇おやこ交流教室での高齢者との交流 ・ちびっこまつりでの交流
青少年のこころの問題への対応強化	B	・スクールカウンセラーの配置
青少年健全育成活動の推進	B	・各ボランティア・事業の実施

③ 次代の親の育成

施策名	進捗状況	内容と実績
母性・父性を育む教育の推進	B	・男女共同参画セミナーの実施 ・男女共同参画川柳コンクールの実施・啓発 ・子育て講演会（家族編）の実施 ・児童と乳児のふれあい交流事業（市内8小学校）の実施
次代を育むための広報・啓発の推進	A	・広報紙を通じた情報発信
若者の自立の促進	B	・全国学力学習状況調査の内容を集約し、チラシ配布 ・保健指導のための健康・安全研修の開催
若者の交流の場づくり	A	・市民グループ「未来予想図の会」が開催する年1回出会いのパーティーの実施

（4） 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

① 子育てしやすい生活環境の整備

施策名	進捗状況	内容と実績
子育て家庭に配慮した住環境づくり	A	・環境美化パトロールの実施 ・啓発看板の設置や啓発チラシの配布 ・緑化祭や花いっぱい運動の実施 ・計画的な公営住宅の整備・改修
安全な交通環境づくり	B	・自治体からの要望に基づく、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設及び防犯灯の設置
福祉のまちづくりの推進	C	・「福祉のまちづくり」条例に基づき配慮された施設の建設、既存の施設にはおむつ交換台を設置 ・3公園でのトイレの水洗化、バリアフリー化の実施、状況に応じてベビーシートの設置

② 子どもを取り巻く安全の確保

施策名	進捗状況	内容と実績
交通安全対策の推進	A	・通学路合同点検結果に基づき、注意標識の設置、路肩のカラー化等を実施 ・要望に基づく看板等の設置 ・小・中・幼・保の各学校園における交通安全教室の実施
子どもを守る取組の推進	B	・西脇市青少年補導委員会による巡回補導 ・有害環境調査の実施 ・インターネット端末に係る危険性の講演会実施 ・各学校園における学校安全防災計画の策定と計画に基づく防災対策訓練の実施

5　現状と課題を踏まえた今後の方向性

・西脇市の子ども・子育てを取り巻く現状やニーズ調査結果、「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」の評価等から見えてきた課題や、今後西脇市が取り組むべき方向性を次のとおり整理しました。

（1）幼保の連携による教育・保育の一体的な提供

・社会状況の変化や保護者等の就労状況、価値観の多様化などにより、保育ニーズも変化、多様化しています。西脇市においても、子どもが育ちやすい環境を整備するため、きめ細かい支援を検討していく必要があります。
・就学前教育・保育に「質」を求める声も多くあげられています。ニーズ調査や保護者へのインタビューでは、幼児期の学校教育に対する期待を述べる意見がみられました。ニーズ調査では、約6割の就学前児童の保護者が「全ての子どもが同じように、質の高い教育・保育が受けられる環境が望ましい」と回答しています。
・就学前児童が保護者の就労状況等にかかわらず平等な機会のもとで質の高い教育・保育を平等に受けることができるよう、各施設では、教育・保育を一体的に提供するための体制を整備していくことが重要です。
・保護者の就労状況等、各家庭の状況にあわせた支援ができるよう、通常の保育時間を過ぎた後の延長保育や、休日、長期休業期間中の対応などについても、より一層の充実が求められます。

（2）情報提供や相談体制の充実

・保護者へのインタビューでは、西脇市の子育て支援制度について、「利用方法がよく分からないので、利用するのに抵抗がある」や「利用しづらい雰囲気がある」という意見が多くみられました。
・平成27年度から、茜が丘複合施設「Miraie（みらいえ）」内に「こどもプラザ」（児童館/子育て学習センター）が開設されます。また、こどもプラザには子ども・子育てに関する事業全般のナビゲーター役を担う「子育てコンシェルジュ」が配置されます。子育て家庭が抱える不安や悩みに対する支援が適切に行き届くよう、わかりやすい相談支援体制を整えていくことが大切です。
・さまざまな情報が適切に市民に提供できるよう、情報にアクセスしやすい環境を整えることが重要です。

（3）仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

- ニーズ調査では、「育児休暇を取得したことがある」と回答した男性が１％に満たない状況となっています。今後は、より一層男女共同参画に関する意識の醸成を図るとともに、事業所においても育児休業が取りやすい環境づくりや社員の相互理解を進めることが大切です。家庭内においては、男女が協力しあい、互いに仕事と子育ての両立を実現させていくことが重要です。
- 事業主においては、保護者が子育てに向きあえるよう、長時間労働の是正、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などのワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。
- 保護者へのインタビューでも、「預かり保育の時間延長」や「病児保育の充実」を求める声が多くあがりました。特に共働き家庭では、ワーク・ライフ・バランスを整えるための体制の強化や、各就学前施設のさらなる協力が求められます。
- また、子どもや保護者が病気になったときや、仕事で遅くなりお迎えに行くことができないときなど、緊急時のサービスの提供体制の充実が求められています。

（4）子どもたちの居場所づくり

- 「西脇市で充実してほしい子育て支援」として、約7割の就学前児童の保護者が「子どもの遊び場・公園の充実」と回答しています。
- 公園の整備や雨の日に遊べる場所の確保など、各地域での子どもの居場所を求める声も多くみられました。
- 児童館や子育て学習センターなど、子どもたちが集うことができる場は、保護者にとっても情報交換や悩みを相談する場になるため、子育て世帯の孤立を防ぐためにも大切な空間です。
- 子どもたちが安心・安全に元気いっぱい遊べるような環境を整えていくことが今後の重要な課題となっています。こどもプラザの開設に伴い、子どもたちの居場所となる空間づくりにより一層の充実が求められます。

第3章　計画の基本理念と施策の体系

1　計画の基本理念

・西脇市では、総合計画において「いのちいきいき　自然きらきら　共生のまち　にしわき」を将来像として掲げ、その実現に向けた基本政策（健康・子育て・福祉）を「ともに支えあい、笑顔輝くあたたかなまち」としています。

・子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識が示されています。地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、全ての家庭が安心して子育てができる体制づくりが重要です。

・平成26年度末で計画期間が終了する「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」では、目指すべき目標像を「心豊かな未来を育む　ふれあい・安心・子育てのまち　西脇」とし、総合的な施策の展開を図ってきました。

・本計画ではこれらを踏まえ、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支援し、全ての子どもが保護者や地域の人々とともに健やかに成長することができる社会の実現を目指し、以下の理念を掲げます。

■ 基本理念

すべての子どもたちの笑顔があふれるまち　西脇

～育てる喜びを感じられるまちへ～

・全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、子どもの成長を通して喜びを感じるなかで、子どもはもとより、保護者や地域がともに成長することを目指します。

・まち中にあふれる子どもたちの笑顔は、保護者を含めた地域全体に笑顔をもたらします。保護者、地域、まち全体が、子育ての喜びを感じられる西脇市を目指します。

２ 計画の基本目標

・本計画では、計画の理念を達成するため、以下の６つの基本目標を掲げます。
・基本目標１・２は、今後５年間の西脇市におけるさまざまな子育て支援サービスの需給計画に関するものです。
・基本目標３～６は、「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」を踏まえた、西脇市の独自施策を含むさまざまな子育て支援に関するものです。

基本目標１：就学前教育・保育の充実

・子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。
・保育の量的な確保に努めると同時に、子どもたちがさまざまな力を身に付けながら成長できるよう、質の高い教育・保育を提供します。

基本目標２：地域子ども・子育て支援事業の充実

・地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。各種サービスにおいてきめ細かい支援ができるよう、ニーズに応じた量的確保を進めるとともに提供体制の充実を図ります。

基本目標３：子どもと親の成長を応援する環境づくり

・子どもが育ち、親が育つためには、子どもや親、親子同士が交流し、互いに育てあうことが大切です。
・平成 27 年度に開設するこどもプラザを拠点として、子どもの居場所となる空間づくり、親子や親同士がふれあう場づくりを進めます。
・こどもプラザでは、子育て家庭に対する相談支援体制や情報提供体制を強化し、安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進します。
・子育て支援団体等を含む地域の市民が子育てに参加する機会を設け、地域全体で子育てを支援する意識を高めます。

基本目標４：男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

・男女がともに互いを尊重し、仕事・家事・子育て等、全てにおいて協力しあえるような家庭環境づくりを目指します。
・子育てと仕事の両立を希望する全ての人が、安心して働くことができる環境づくりを進めます。

基本目標５：子どもと親のこころとからだの健康づくりの推進

・子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。
・子どもが健やかに育つことができるよう、基本的な生活習慣を身に付けられるよう努めます。
・不安や心の問題を抱えた子どもに対してもきめ細やかな支援を実施し、心身の健やかな成長へとつなげます。

基本目標６：子ども・子育て家庭の安心・安全の確保

・子ども・子育て家庭が地域のなかで安心・安全に暮らせる環境づくりを進めます。
・交通安全の啓発や、子どもを災害や犯罪から守る教育の実施、児童虐待等の未然防止のための見守り等を通じて、子どもの安全と権利が守られるよう努めます。
・ひとり親家庭や障害のある子どもなど、特別な援助が必要な子育て家庭に対しても、より一層の支援の充実を図ります。

3 施策体系

基本目標 1 就学前教育・保育の充実

- （1）教育・保育提供区域の設定
- （2）教育・保育の一体的提供
- （3）教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

- （1）地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
- （2）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

基本目標 3 子どもと親の成長を応援する環境づくり

- （1）子どもにとって魅力ある空間づくり
  - ①子どもの居場所づくり
  - ②子どもたちがいきいきと活動できる場づくり
  - ③自主性、社会性、生活技術を育む場づくり
- （2）子どもと親が育ちあう環境づくり
  - 親子や親同士のふれあい、情報交換、相談ができる場所の提供
- （3）地域の人が関わる子育て支援体制の推進
  - ①地域の人が子育てに関わる環境の整備
  - ②子育て支援に活躍する人材の育成
  - ③子育てに関わる関係機関との連携の充実
- （4）わかりやすく安心できる相談支援体制の推進
  - ①多種多様な子育て相談への対応
  - ②経済的支援の充実
- （5）子育て情報の発信拠点の整備
  - 子育て情報の提供システムの確立

基本目標 4 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- （1）仕事と子育ての両立支援
  - ①働き方の見直しや働きやすい職場環境づくりの促進
  - ②男女がともに協力し合う家庭環境づくりの促進
- （2）雇用・就労機会の拡充
  - ①雇用の拡大に向けた支援・啓発
  - ②就業に向けた支援の充実

基本目標 5 子どもと親のこころとからだの健康づくりの推進

- （1）母子保健及び健康づくりの充実
  - ①妊娠・出産への支援
  - ②きめ細やかな発達支援と育児支援の充実
  - ③母と子の健康に関する啓発・指導
  - ④乳幼児の食育の推進
- （2）子どもの健やかな心身の育成
  - ①基本的な生活習慣づくり
  - ②心豊かな子どもを育む教育の推進
  - ③子どもの健やかな成長を確保する施策の推進
  - ④次代の親の育成

基本目標 6 子ども・子育て家庭の安心・安全の確保

- （1）子育てにやさしい生活環境の整備
  - ①安心・安全な住環境の整備
  - ②交通安全対策の推進
  - ③防災・防犯対策の推進
- （2）児童虐待防止対策の推進
  - 児童虐待の防止
- （3）ひとり親家庭等への支援の充実
  - ひとり親家庭等に対する支援の充実
- （4）障害のある子どもを対象とした施策の推進
  - ①教育・保育現場における障害児施策の推進
  - ②障害のある子どもを対象とした各種支援の充実

第4章　施策の展開

基本目標　1　就学前教育･保育の充実

(1)教育･保育提供区域の設定

・子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに※「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

・教育・保育提供区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

・西脇市においては、教育・保育施設の通園実態や市民の生活圏域、地理的な条件等を踏まえて、教育・保育の提供区域を以下のように設定します。

分類	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	東・西地区 （２地区）
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育	

・東・西地区（2地区）の区域は以下のとおりです。

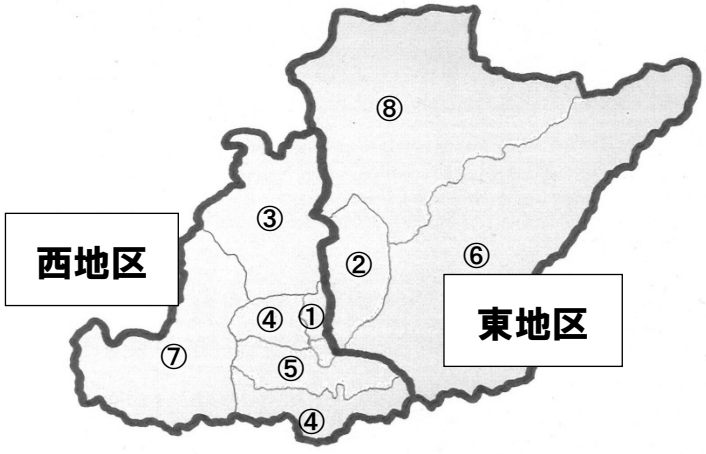

行政区	
西地区	東地区
西脇① 日野③ 重春④ 野村⑤ 芳田⑦	津万② 比延⑥ 黒田庄⑧

※「量の見込み」…平成27年度から31年度の、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を利用する子どもの人数の見込みのこと。本計画では、それぞれの事業について各年度でどれだけの利用見込みがあるのかを示す必要があります。次ページ以降の数値の算出に当たっては、平成25年度に市で実施したニーズ調査の結果や現在の各事業の実施・利用状況、平成21年から25年の人口推移をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計人口を用いています。

（2）教育・保育の一体的提供

①認定こども園への移行

・子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者の就労の有無等にかかわらず０歳から5歳までの子どもたちが通うことのできる「認定こども園」の普及を図ることが求められています。認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能のそれぞれの良さをあわせ持つ施設となるとともに、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられています。

・平成26年度現在、西脇市には認定こども園が１園、５歳児のみが通う市立幼稚園が８園、私立保育所が７園あります。

・市内の保育所は老朽化のため、今後改築が必要となる施設が多くあります。幼稚園についても耐震化が必要な施設や老朽化した施設が多くなっています。

・西脇市の子どもの人口は近年減少を続けており、今後も継続して減少していくことが予想されます。就学前の施設については、子どもの将来推計人口を鑑みながら適正な施設数・定員数を提供していくことが大切です。

・社会的な状況をみると、家族形態や働き方の多様化が進んでいます。就学前教育・保育に対するニーズも多様化すると考えられるため、安定的に事業を提供できる施策を構築していく必要があります。

・以上を踏まえ、西脇市においては、平成26年度の「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針」にて、将来的に現在の幼稚園を閉園し、保育所の認定こども園化を推進することを示したところです。老朽化した保育所については施設整備の支援もあわせて行っていきます。

・今後は、同方針に基づき、認定こども園への移行を進めます。

西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針（平成 26 年８月）

本市における就学前教育・保育は、以下の方針に基づいて推進する。

⑴ 法人･民営化による施設を中心に、認定こども園化を推進する。

⑵ 認定こども園化に向けて、施設建設等に伴う補助金制度を創設する。

⑶ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」に定める３～５歳児について教育を行う。

⑷ 認定こども園化された施設の職員の指導力の向上を図るための研修を保障する。

②教育・保育、地域の子育て支援の推進方策

・認定こども園は、教育・保育・子育て支援を総合的に提供し、０歳から５歳までの子どもたちが適正規模の集団生活を通して人間関係や社会のルールを学び、豊かな心を育み、健やかに成長できる施設とします。

・幼稚園・保育所それぞれが有するこれまでの教育・保育の経験を生かし、３歳から５歳までの子どもを対象に質の高い教育・保育が受けられる体制づくりを進めます。

・また、幼稚園・保育所の枠を超えた３歳から５歳までの就学前教育・保育のカリキュラム及びその実践により、子どもの義務教育への円滑な接続を目指します。

・認定こども園設置完了までは、幼稚園・保育所が相互に補完し合い研修を進めていきます。

・認定こども園は、子育て相談や親子の集いの場の提供などを通じて、全ての子育て家庭にとっての身近な子育て支援の拠点となることを目指します。また、認定こども園が中心となって地域のなかで子育ての輪を広げていくことで、子育てに関わる多くの人々のネットワークを築いていくことを目指します。

（3）教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

■　認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
１号	３～５歳 ：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
２号	３～５歳 ： 保育の必要性の認定を受けていて、 認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所
３号	０～２歳 ： 保育の必要性の認定を受けていて、 認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所、 地域型保育事業

■　各年度における教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保内容」

≪全市≫　　単位(実利用人数)／年間

西脇市			平成27年度			平成28年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	191人	635人	398人	186人	620人	386人
		他市町の子ども	0人	25人	22人	0人	27人	20人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	184人	621人	335人	179人	606人	365人
		他市町の施設	7人	14人	18人	7人	14人	18人
	他市町の子ども		0人	25人	22人	0人	27人	20人
	地域型保育事業				0人			0人
②－①			0人	0人	△45人	0人	0人	△3人

西脇市			平成29年度			平成30年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	182人	605人	377人	181人	601人	369人
		他市町の子ども	0人	25人	20人	0人	25人	20人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	175人	591人	359人	174人	587人	352人
		他市町の施設	7人	14人	18人	7人	14人	17人
	他市町の子ども		0人	25人	20人	0人	25人	20人
	地域型保育事業				0人			0人
②－①			0人	0人	0人	0人	0人	0人

西脇市			平成31年度		
			1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	176人	585人	359人
		他市町の子ども	0人	23人	20人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	169人	571人	342人
		他市町の施設	7人	14人	17人
	他市町の子ども		0人	23人	20人
	地域型保育事業				0人
②－①			0人	0人	0人

※量の見込みを確保でき、施設の定員に余剰がある場合も、「②-①」は「０」と表記しています。また、量の見込みが確保できない場合は、△で示しています。（次ページ以降も同様）

※平成27年度の３号認定子ども（△45人）について、平成26年12月１日の保育所等入所受付終了時点では、利用希望を確保できる見込みとなっています。

≪東地区≫　　単位(実利用人数)／年間

西脇市＜東地区＞			平成27年度			平成28年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	56人	228人	141人	55人	226人	129人
		他市町の子ども	0人	3人	3人	0人	4人	2人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	55人	226人	95人	54人	224人	114人
		他市町の施設	1人	2人	4人	1人	2人	4人
	他市町の子ども		0人	3人	3人	0人	4人	2人
	地域型保育事業				0人			0人
②－①			0人	0人	△42人	0人	0人	△11人

西脇市＜東地区＞			平成29年度			平成30年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	53人	218人	125人	53人	217人	121人
		他市町の子ども	0人	3人	2人	0人	2人	2人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	45人	201人	115人	45人	202人	115人
		他市町の施設	1人	2人	4人	1人	2人	4人
	他市町の子ども		0人	3人	2人	0人	2人	2人
	地域型保育事業				0人			0人
②－①			△7人	△15人	△6人	△7人	△13人	△2人

西脇市＜東地区＞			平成31年度		
			1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	49人	202人	116人
		他市町の子ども	0人	1人	2人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	45人	200人	112人
		他市町の施設	1人	2人	4人
	他市町の子ども		0人	1人	2人
	地域型保育事業				0人
②－①			△3人	0人	0人

※平成29年度以降の１号認定子どもと、平成29・30年度の２・３号認定子どもについては、東地区に限ってみると、量の見込みを確保できていませんが、西地区の施設を利用することができるため、全市では「０」となります。

≪西地区≫　　単位(実利用人数)／年間

西脇市＜西地区＞			平成27年度			平成28年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	135人	407人	257人	131人	394人	257人
		他市町の子ども	0人	22人	19人	0人	23人	18人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	129人	395人	240人	125人	382人	251人
		他市町の施設	6人	12人	14人	6人	12人	14人
	他市町の子ども		0人	22人	19人	0人	23人	18人
	地域型保育事業				0人			0人
②－①			0人	0人	△3人	0人	0人	8人

西脇市＜西地区＞			平成29年度			平成30年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	129人	387人	252人	128人	384人	248人
		他市町の子ども	0人	22人	18人	0人	23人	18人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	130人	390人	244人	129人	385人	237人
		他市町の施設	6人	12人	14人	6人	12人	13人
	他市町の子ども		0人	22人	18人	0人	23人	18人
	地域型保育事業				0人			0人
②－①			7人	15人	6人	7人	13人	2人

西脇市＜西地区＞			平成31年度		
			1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）		市内の子ども	127人	383人	243人
		他市町の子ども	0人	22人	18人
②確保の内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	124人	371人	230人
		他市町の施設	6人	12人	13人
	他市町の子ども		0人	22人	18人
	地域型保育事業				0人
②－①			3人	0人	0人

※東地区で確保できていない量の見込みについては、西地区の量の見込みを上回る確保の内容が記載されている箇所の余剰分で確保します。

基本目標 ２ 地域子ども・子育て支援事業の充実

（1）地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

・地域子ども・子育て支援事業の提供に当たっても、基本目標１で定めた提供区域とします。

分類	事業名	備考
地域子ども・子育て支援事業	①放課後児童健全育成事業	事業の実施に当たっては、各事業の実施状況や利用状況等により、区域や市域全体で展開していきます。
	②延長保育事業	
	③一時預かり事業	
	④病児保育事業	
	⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	⑥地域子育て支援拠点事業	
	⑦利用者支援に関する事業	
	⑧乳児家庭全戸訪問事業	
	⑨養育支援訪問事業	
	⑩妊婦健診事業	

（2）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

① 放課後児童健全育成事業

＜低学年＞　　単位:実利用人数／年間

西脇市＜全市＞	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	452人	455人	458人	437人	419人
② 確保の内容	452人	455人	458人	437人	419人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

西脇市＜東地区＞	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	150人	144人	141人	135人	126人
② 確保の内容	114人	108人	107人	98人	90人
②－①	△36人	△36人	△34人	△37人	△36人

※東地区では、確保分を越える量の見込みがみられますが、東地区に住む津万地区の子どもは、西地区に所在する西脇小学校に通うため、西地区の確保分で補うことができます。

西脇市＜西地区＞	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	302人	311人	317人	302人	293人
② 確保の内容	338人	347人	351人	339人	329人
②－①	36人	36人	34人	37人	36人

◎ 実施方針

・小学校低学年の放課後児童健全育成事業は、小学校に通う児童を対象に実施します。

＜高学年＞　　単位:実利用人数／年間

西脇市＜全市＞	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	149人	145人	156人	156人	150人
② 確保の内容	55人	47人	42人	156人	150人
②－①	△94人	△98人	△114人	0人	0人

西脇市＜東地区＞	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	58人	57人	57人	58人	59人
② 確保の内容	18人	21人	18人	36人	40人
②－①	△40人	△36人	△39人	△22人	△19人

西脇市＜西地区＞	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	91人	88人	99人	98人	91人
② 確保の内容	37人	26人	24人	120人	110人
②－①	△54人	△62人	△75人	22人	19人

◎ 実施方針

・小学校高学年については、利用ニーズに対する受入れ態勢が整い次第、実施します。

・国の「放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放課後子ども教室の実施内容の充実を目指すとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供についてさらに推進を図ります。平成26年度は、7小学校で実施しており、平成31年度までに全小学校（8小学校）での実施を目指します。

②延長保育事業

単位:実利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	104人	104人	104人	104人	104人
② 確保の内容	104人	104人	104人	104人	104人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

・保護者の就労状況等、各家庭の状況にあわせた支援ができるよう、平成26年度現在、西脇こども園、どれみ保育園、日野保育園の3か所で、11時間以上開所の延長保育事業を実施しています。

・今後は、各施設のさらなる協力が求められます。

③一時預かり事業

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位:延べ利用人数／年間

西脇市		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	㋐1号認定子ども（一時預かり）	973人	973人	681人	675人	658人
	㋑2号認定子ども（預かり保育）	17,500人	17,000人	0人	0人	0人
② 確保の内容		18,473人	17,973人	681人	675人	658人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◎ 実施方針

・平成27年度・平成28年度については、1号認定子ども・2号認定子どもともに幼稚園での一時預かりを実施します。2号認定子どもは保育の必要性があるため、年間250日、預かり保育を利用するものとして見込んでいます。

・平成29年度以降は、幼稚園における「預かり保育」「一時預かり事業」の廃止を予定しています。1号認定子どもは、認定こども園における一時預かりを利用することになり、2号認定子どもは、認定こども園の長時間部に通うことになります。

■上記以外の児童を対象とした一時預かり

単位:延べ利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	625人	631人	636人	642人	648人
② 確保の内容	625人	631人	636人	642人	648人
②－①	0人	0 人	0 人	0 人	0 人

◎ 実施方針

・平成26年度現在、西脇こども園と日野保育園の2か所で実施しています。

・今後は、各施設のさらなる協力が求められます。

④病児保育事業

単位：延べ利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	170人	204人	245人	294人	353人
② 確保の内容	170人	204人	245人	294人	353人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

・平成26年度現在、西脇こども園で実施しています。

・今後は、医療機関等他施設への委託、協力を要請するなどの方法を検討します。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位：延べ利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	23人	23人	23人	23人	23人
② 確保の内容	23人	23人	23人	23人	23人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

・児童の養育が一時的に困難、又はDV等により緊急的、一時的に保護を必要とする場合等に、一定期間、養育又は保護します。

・明石市など、市外にある5か所の施設に委託しています。

・今後は、委託指定施設を増やすなど、受入態勢を充実させます。

⑥地域子育て支援拠点事業

単位：延べ利用人数、か所／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	15,588人	15,144人	14,820人	14,508人	14,148人
② 確保の内容	15,588人	15,144人	14,820人	14,508人	14,148人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

・3か所の子育て学習センター（サテライト）や平成27年度に開設するこどもプラザを中心に、地域の子育てを支援します。

⑦利用者支援に関する事業

単位:(か所)

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◎ 実施方針

・平成27年度に開設するこどもプラザ内で実施する事業です。

・子育てコンシェルジュを配置し、市内の施設・事業等の相談に応じ、必要な情報提供を行える体制をつくります。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

単位:実利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	305人	297人	290人	284人	277人
② 確保の内容	305人	297人	290人	284人	277人

◎ 実施方針

・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供につなげます。

⑨養育支援訪問事業

単位:実利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	84人	84人	84人	84人	84人
② 確保の内容	84人	84人	84人	84人	84人

◎ 実施方針

・児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、家庭児童相談員や保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

⑩妊婦健診事業

単位:実利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	535人	521人	508人	498人	486人
② 確保の内容	535人	521人	508人	498人	486人

◎ 実施方針

・各医療機関で実施します。

基本目標 ３　子どもと親の成長を応援する環境づくり

（1）子どもにとって魅力ある空間づくり

課題と方向性

・子育て中の保護者へのインタビュー等では、安心して子どもが遊ぶことのできる施設の充実を求める声が多くみられました。こどもプラザでは、子どもたちが積極的にイベント等に参加し、いきいきと遊んだり学んだりできる、魅力ある空間づくりを推進します。また、幅広い年齢の子どもたちが自主的に学び活動する場を提供します。

・ニーズ調査では、公園の充実や雨の日の遊び場を求める声が多くみられました。今後は、こどもプラザをはじめ身近で安心・安全な遊び場を充実し、子どもたちが楽しく安全に遊び、親子や地域で暮らす各世代の人々がつながることのできる場づくりを目指します。

①子どもの居場所づくり

No.	取組内容	担当課
1	子ども・子育て事業の充実	総合企画課
2	スポーツ活動団体や子ども会活動などの運営支援	総合企画課 青少年センター
3	多様な体験・交流活動の充実、世代間交流の推進	総合企画課 学校教育課 生涯学習課 青少年センター
4	プレイルームの開放（遊戯室、ふれあいスペース、屋外）	総合企画課
5	スポーツ教室の充実	生涯学習課
6	放課後の居場所づくり （放課後児童クラブと放課後子ども教室のさらなる連携の検討）	学校教育課
7	屋外・屋内体育施設の開放	生涯学習課
8	利用しやすい公園づくり	都市住宅課

②子どもたちがいきいきと活動できる場づくり

No.	取組内容	担当課
9	子ども体験教室の実施（リサイクル工作教室、創作教室、自然体験教室等）	総合企画課
10	子育て広場事業の実施	総合企画課
11	児童館事業の実施・充実	総合企画課
12	図書館・経緯度地球科学館などの活用 （絵本読み聞かせ事業、子ども科学教室等）	図書館 生涯学習課

③自主性、社会性、生活技術を育む場づくり

No.	取組内容	担当課
13	自主的な学習や活動のための学習室・音楽室・工芸室等の提供	総合企画課
14	音楽等のサークル活動の育成に向けたコーディネート	総合企画課
15	中高生ボランティアの育成	総合企画課 青少年センター

（2）子どもと親が育ちあう環境づくり

課題と方向性

・閉鎖的な環境のなかで子育てをすることは、焦りや不安を感じることにつながります。子どもも親も家のなかだけでなく、外に出て互いに楽しくふれあうことができる機会を充実します。

・核家族化や生活様式の多様化などに伴う、子育て家庭の孤立化や子育て力の低下などが課題となっています。家庭における「子育て力」を向上し、子どもの日々の成長につなげるため、保護者が子育てについて学ぶことのできる場を提供します。

親子や親同士のふれあい、情報交換、相談ができる場所の提供

No.	取組内容	担当課
16	まちの子育てひろば事業の拡充	総合企画課 こども福祉課
17	各園での親子のふれあいの場・学びの場の提供 （レッツコミュニケーション事業の実施）	総合企画課
18	子どもの年齢別子育てサークル（西脇おやこ交流教室）・地区別子育てサークル（地区マミィ）等の支援・育成	総合企画課
19	幼稚園の園庭開放による親子のふれあいの場の提供	学校教育課

（3）地域の人が関わる子育て支援体制の推進

課題と方向性

・子育ての基本は家庭にありますが、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが重要です。子どもの育成や子育て家庭の支援に向け、地域の人々の意識の高揚を図るとともに、子育て支援活動への参加を促進します。また、子育て支援サークルやボランティアなどの人材育成にも努めます。

①地域の人が子育てに関わる環境の整備

No.	取組内容	担当課
20	地域で子育てを支えるための意識啓発と子育て支援組織づくり	総合企画課
21	地域（地区）における子育て支援体制の確立 （地区マミィ育成支援・地区フェスティバルの開催支援など）	こども福祉課 まちづくり課 総合企画課
22	子育て支援サークルに対する支援の実施	総合企画課
23	子育てサポート事業の実施	こども福祉課
24	収穫体験や昔のあそび体験等を通じた世代間交流の促進	総合企画課

②子育て支援に活躍する人材の育成

No.	取組内容	担当課
25	人材育成事業の実施 （子育て支援ボランティア講座、子育て支援者研修会、応急処置技術の習得など）	総合企画課
26	小学生・中学生・高校生の子育て力の向上事業の実施	総合企画課

③子育てに関わる関係機関との連携の充実

No.	取組内容	担当課
27	子育て支援担当職員の連携	総合企画課 学校教育課 こども福祉課
28	地域や学校との連携事業の実施	総合企画課 学校教育課

（4）わかりやすく安心できる相談支援体制の推進

課題と方向性

・保護者が子育てに関して不安や疑問があるときには、気軽に相談できる窓口があることが大切です。平成27年度に開設するこどもプラザに、子ども・子育てに関する事業全般のナビゲーター役を担う「子育てコンシェルジュ」を設置し、子育て中の保護者を総合的に応援します。

・子育てに関わる経済的負担は子育て中の保護者にとって大きな課題です。引き続き各種手当を支給するとともに、保育料等の負担軽減や子ども医療費助成などを行い、子育て家庭への経済的な支援を図ります。こどもプラザでは、支援を効果的に実施できるよう、各種制度に関する案内を充実します。

①多種多様な子育て相談への対応

No.	取組内容	担当課
29	子育てコンシェルジュの設置 （各種施設利用に関する相談、子育てや子どものしつけの相談、子どもの発育の相談、子育て支援制度の案内、救急医療の案内、児童手当や特別児童扶養手当などの各種制度の案内など）	総合企画課 こども福祉課
30	子育て家庭や児童相談に関する相談体制の充実 （各相談員との連携強化）	総合企画課 こども福祉課 健康課 青少年センター

②経済的支援の充実

No.	取組内容	担当課
31	児童手当や就学援助など各種制度の案内	総合企画課 こども福祉課
32	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給	こども福祉課
33	保育料等の負担軽減の検討	こども福祉課
34	乳幼児等医療費助成（小学3年生まで一部負担金無料） こども医療費助成（小学4年生から中学3年生まで一部負担金無料）	保険医療課
35	重度心身障害者医療費助成・母子家庭等医療費給付（県制度のとおり）	保険医療課
36	母子家庭等医療費給付（市単独事業で高校生等まで拡大）	保険医療課
37	就学援助事業等の実施	学校教育課
38	奨学金の貸付	教育総務課
39	障害児福祉手当の支給	社会福祉課
40	自立支援医療費（育成医療）の支給	社会福祉課

（5）子育て情報の発信拠点の整備

課題と方向性

・子育てをする保護者には、子どもとの関わり方や各種子育て支援サービス、医療など、多岐にわたる情報が必要です。保護者のニーズに応じたさまざまな情報提供や案内を実施し、子育て家庭の安心へとつなげます。

・今後は、子育て情報誌の配布や子育て新聞の発行に加え、保護者が情報にアクセスしやすくなるようなポータルサイトの構築、フェイスブックなどのSNSを用いた情報発信をするなど、ICTの活用に努めます。

子育て情報の提供システムの確立

No.	取組内容	担当課
41	子育てボランティアによる子育て情報新聞の発行支援・情報誌等の配布	総合企画課 こども福祉課
42	防災行政無線の活用	総合企画課 こども福祉課
43	ポータルサイトの構築（子育て支援に関するホームページの充実）	総合企画課 こども福祉課
44	SNSなどのICTを使用した子育て支援情報の発信	総合企画課 こども福祉課

■茜が丘複合施設（Miraie）・こどもプラザを拠点とした子育て支援ネットワークイメージ

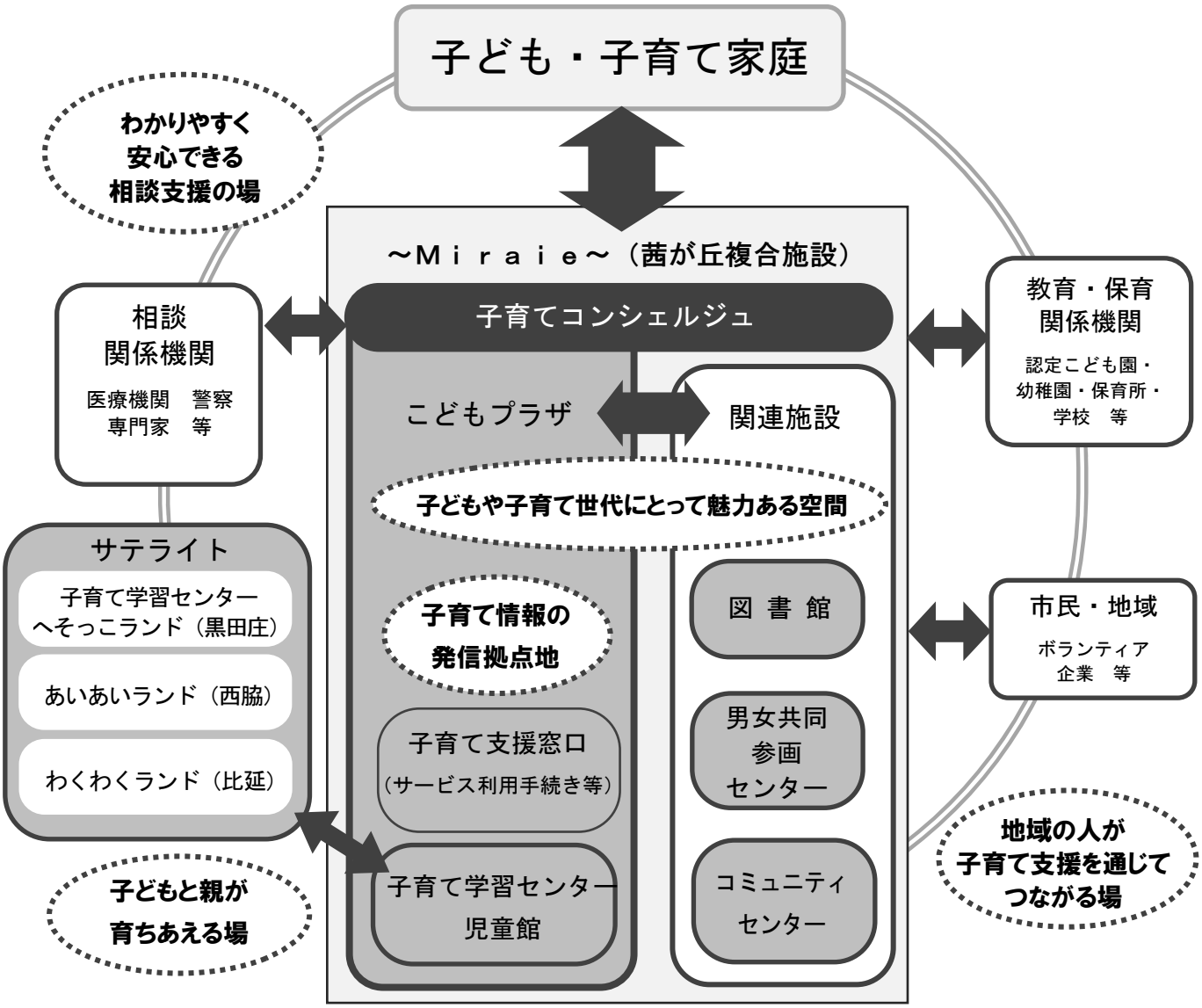

基本目標 ４　男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

（1）仕事と子育ての両立支援

課題と方向性

・保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を送ることができるよう、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実します。男女ともに育児休業の取得率を上げるため、事業所への啓発を行います。（※「長時間保育」や「一時預かり」など、子育てと両立を支援するための保育の充実に関する内容は第２章に記載しています。）

・一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、それぞれの働き方や家庭での生活について見直す機会を設けるため、情報提供やセミナー等の充実を図ります。

・家庭内においては、男女が互いを尊重し高めあいながら仕事・家事・育児に取り組めるよう、広報や各種講座での啓発を図ります。

①働き方の見直しや働きやすい職場環境づくりの促進

No.	取組内容	担当課
45	子育てがしやすい仕組み・制度の啓発 （商工会議所などを通じた事業者への周知等）	商工観光課
46	市民・事業所に向けた育児休業に関する情報提供	総合企画課
47	女性のための働き方セミナーの実施	総合企画課

②男女がともに協力し合う家庭環境づくりの促進

No.	取組内容	担当課
48	男女共同による子育てを推進するための広報・啓発活動、各種教育、学習機会の充実	総合企画課
49	父親を対象とした事業の実施	総合企画課

（2）雇用・就労機会の拡充

課題と方向性

・就労意向のある保護者にとって、自宅から近くに職場があることや、子どもを預ける教育・保育施設の近くに職場があることは、仕事と子育てを両立するうえで大きな魅力です。就労意向のある保護者が子育てをしながら仕事をする機会を持つことができるよう、市内の雇用の拡大を図るため、事業所等への啓発を進めます。

・就労意向のある保護者や、産休・育休明けの保護者が就職・再就職しやすい環境をつくるため、就労に向けた相談支援や情報提供を充実します。

①雇用の拡大に向けた支援・啓発

No.	取組内容	担当課
50	産業振興と企業誘致による雇用の確保 （地元雇用の拡大促進、地域に密着した仕事づくり）	商工観光課
51	創業・起業の支援、情報提供	商工観光課

②就業に向けた支援の充実

No.	取組内容	担当課
52	雇用情報の提供	商工観光課
53	職業能力の向上に向けた事業促進	商工観光課
54	産休・育休取得後の就業・再就職に関する情報提供	商工観光課
55	女性のための再就業に向けた相談支援の実施	総合企画課

基本目標 ５　子どもと親のこころとからだの健康づくりの推進

（1）母子保健及び健康づくりの充実

課題と方向性

・心身ともに安定した状態での妊娠・出産は、健やかな赤ちゃんを誕生させ、またその後の育児不安などを未然に防ぐことにつながります。安全で安心な出産をし、子育てに臨めるよう、妊娠期から切れ目なく支援します。乳幼児健診では、発育・発達に応じた情報提供や育児相談などを実施し、全ての子育て家庭が安心して子育てできるようにきめ細やかに支援していきます。また、食に関する知識と食を選択する力を習得し、豊かな人間性を育むことができるように支援していきます。

・子どもの病気やケガに対応できる小児救急医療体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、病気やケガに関する知識や緊急時に対応できる医療機関についての情報提供を進めます。

①妊娠・出産への支援

No.	取組内容	担当課
56	妊娠期の健康増進 （妊婦歯科健診の実施、妊婦健康診査費の助成　等）	健康課
57	母子健康手帳の交付	健康課

②きめ細やかな発達支援と育児支援の充実

No.	取組内容	担当課
58	乳幼児の疾病の早期発見及び適切な保健指導の実施 （乳幼児健診、乳児相談、乳児家庭全戸訪問事業の実施　等）	健康課
59	発達に関する相談支援の充実 （乳幼児発達相談の実施　等）	健康課
60	育児や発達に不安をもつ人を対象とした相談支援の充実 （あそびの教室、こころの相談の実施　等）	健康課 こども福祉課

③母と子の健康に関する啓発・指導

No.	取組内容	担当課
61	予防接種事業の推進	健康課
62	乳幼児の事故防止対策に関する情報提供	健康課
63	有害物質（アルコール・たばこ等）についての指導・啓発	健康課
64	未熟児養育医療給付の実施	保険医療課
65	かかりつけ医を持つことの啓発	健康課
66	夜間・休日医療体制の周知・情報提供	健康課
67	小児医療体制の充実	西脇病院

④乳幼児の食育の推進

No.	取組内容	担当課
68	食に関する知識の普及 （離乳食教室の開催、親子料理教室の開催支援　等）	健康課
69	朝ごはんの重要性についての啓発	健康課

（2）子どもの健やかな心身の育成

課題と方向性

・子どもが心身ともに健やかに育つため、家庭や学校等において、基本的な生活習慣に関する指導や食育を充実します。

・子どもたちが学力を含めたさまざまな力を身につけることができるよう、学習機会の充実、指導方法の改善を図ります。

・暴力などに関する過激な内容の図書等や飲酒・喫煙・薬物など、子どもに悪影響を与えるものから子どもを保護できるよう、関係機関との連携のもと、健全な社会環境の整備を進めます。

・いずれ母親・父親となる子どもたちが結婚や子育てについて身近に感じることができるよう、体験学習等の機会を充実します。

①基本的な生活習慣づくり

No.	取組内容	担当課
70	望ましい食生活・睡眠時間の確保等基本的な生活習慣に関する指導・啓発	学校教育課
71	小学校・中学校における食育の推進	学校教育課 給食センター 総合企画課
72	豊かな人間性を育むための健康・体力づくりの推進	学校教育課 生涯学習課
73	生活習慣病の予防や心身の悩みなどについての保健指導の実施	学校教育課

②心豊かな子どもを育む教育の推進

No.	取組内容	担当課
74	基礎・基本の学力の定着など「確かな学力」の向上	学校教育課
75	教職員の資質向上と研修体制の充実	学校教育課
76	環境体験学習や緑のカーテンの設置等による環境教育の推進	学校教育課 環境課
77	総合的学習の時間等を利用した、道徳教育、人権教育、男女共同参画社会の実現に向けた教育、国際理解教育などの推進	学校教育課
78	伝統文化にふれる教育の推進（いけばな教室、茶道教室　等）	学校教育課 生涯学習課

③子どもの健やかな成長を確保する施策の推進

No.	取組内容	担当課
79	有害情報、有害環境からの子どもの保護	青少年センター
80	喫煙、飲酒、薬物乱用防止対策の推進	青少年センター
81	適応指導教室、教育相談などの充実	青少年センター
82	青少年問題協議会、警察などとの連携強化	青少年センター
83	スクールカウンセラーの配置・相談体制の充実	青少年センター
84	心の問題に対する電話相談などの相談体制や広報啓発の充実	青少年センター
85	非行・被害防止教育の強化	青少年センター
86	立ち直り支援対策の充実	青少年センター
87	問題を抱える青少年の居場所づくり	青少年センター
88	「学校いじめ防止基本方針」に基づく情報把握・対応の実施といじめ未然防止のための取組の推進	青少年センター
89	情報モラルに関する講演会の実施等による情報教育の推進と子どもたちによるインターネット・スマートフォンの適切な利用に関するルールづくりの推進	青少年センター 学校教育課

④次代の親の育成

No.	取組内容	担当課
90	若者の出会いや交流支援活動のサポート	総合企画課
91	男女が協力して家庭を築くための意識づくりの啓発 （中学校への出張授業等の実施）	総合企画課
92	命の大切さや子育てを行うことの意義などを学ぶ教育の推進	健康課 総合企画課
93	児童・生徒と乳幼児のふれあい体験の充実	健康課 総合企画課
94	認定こども園・幼稚園・保育所などへの「トライやる・ウィーク」の受入促進	学校教育課
95	小学生・中学生・高校生の子育て力の向上に向けた施策の推進	総合企画課

基本目標 ６　子ども・子育て家庭の安心・安全の確保

（1）子育てにやさしい生活環境の整備

課題と方向性

・子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる居住環境の整備を進めます。また、子どもや子ども連れの保護者が安全に生活できるよう、歩道の整備やガードレール、防犯灯などの設置を進めます。公共施設等についても、子ども連れの利用に配慮した施設整備を進めます。

・子どもを狙った犯罪から子どもを守るため、地域や学校、警察などの関係機関との連携のもと、防犯意識の啓発や子どもの見守り、防犯活動など安全対策の推進に努めます。

・災害や交通事故等から子どもを守るため、関係機関への啓発や、子どもに対する交通安全指導を行います。

①安心・安全な住環境の整備

No.	取組内容	担当課
96	地域による公園美化・環境整備の体制づくり	まちづくり課 都市住宅課
97	子育て層に対して魅力的な住宅・住環境づくり	都市住宅課
98	「福祉まちづくり条例」に基づく、妊婦や乳幼児を同伴する保護者に配慮したユニバーサルデザインの推進	関係各課
99	ホームページやポータルサイト等による子育てに配慮した施設整備等の周知	総合企画課 こども福祉課

②交通安全対策の推進

No.	取組内容	担当課
100	通園通学路の交通安全対策の推進、交通安全施設の整備	土木課 防災安全課 学校教育課
101	交通安全教育の推進	防災安全課 学校教育課
102	地域の中での登下校時における見守り体制の充実	青少年センター 防災安全課

③防災・防犯対策の推進

No.	取組内容	担当課
103	子どもを災害や犯罪から守る取組の推進	防災安全課 青少年センター 学校教育課
104	地域の中での見守り体制の充実 （青少年健全育成ボランティア「西脇ハーティネス・メンバーズ運動」等の推進）	防災安全課 青少年センター
105	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校における防犯対策の充実（非常時に対応できるような職員の訓練の実施等）	学校教育課 こども福祉課
106	防犯ブザーの使用確認等による防犯教育の推進	学校教育課
107	防犯灯等の防犯設備の整備	土木課 防災安全課
108	災害に関する授業の実施・避難訓練の実施等による防災教育の推進	学校教育課

（2）児童虐待防止対策の推進

課題と方向性

・核家族の増加や地域のつながりの希薄化に伴い、児童虐待への対策はより重要なものとなっています。関係機関が連携し、未然防止と早期発見・早期対応に向けた体制づくりに取り組みます。

児童虐待の防止

No.	取組内容	担当課
109	要保護児童対策地域協議会の定期開催	こども福祉課
110	虐待防止に関する啓発、相談体制の拡充	こども福祉課
111	育児支援家庭訪問事業の充実	こども福祉課
112	民生委員・児童委員による虐待防止・対応への支援	社会福祉課

（3）ひとり親家庭等への支援の充実

課題と方向性

・ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、相談・支援体制の充実や就業能力の向上、求職活動の促進を図ります。

ひとり親家庭等に対する支援の充実

No.	取組内容	担当課
113	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	こども福祉課
114	就労相談等の自立支援の充実	こども福祉課
115	生活困窮者家庭の子どもの支援体制等の検討	こども福祉課 学校教育課 社会福祉課

（4）障害のある子どもを対象とした施策の推進

課題と方向性

・障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ地域でともに育つことができる環境づくりが大切です。認定こども園・幼稚園・保育所・小学校などにおいて障害のある子どもがのびのびと成長できるよう、一人ひとりの発達に応じた教育・保育を推進します。

・障害のある子どもやその保護者が安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援サービスを充実します。また、地域行事の内容をさらに充実させるなど、子どもの社会参加の機会を増やします。

①教育・保育現場における障害児施策の推進

No.	取組内容	担当課
116	障害児保育の充実	こども福祉課
117	就園・就学指導の実施、障害児保育の推進、障害児教育の充実（巡回訪問による指導　等）	こども福祉課 学校教育課
118	障害の程度や特性に応じた就学指導及び学習指導	学校教育課 こども福祉課
119	発達障害のある子どもに関する相談支援（教育内容・方法の改善等）	学校教育課 こども福祉課 青少年センター
120	特別支援学校に通学する児童生徒を対象とした学童保育の実施	社会福祉課

②障害のある子どもを対象とした各種支援の充実

No.	取組内容	担当課
121	障害のある子どもへの早期支援・療育体制の整備・強化	こども福祉課
122	障害児福祉サービスの充実	社会福祉課
123	障害のある子どもの社会参加の促進	社会福祉課 学校教育課
124	障害のある子どもに関する相談支援の充実	こども福祉課 社会福祉課 健康課
125	就学前から小中学校まで、障害のある子どもへの一貫した切れ目のない支援の実施	健康課 こども福祉課 学校教育課 社会福祉課
126	障害児に関する理解促進のための情報提供・啓発	社会福祉課

第5章　評価指標の設定

・本計画の進捗把握・検証のため、以下の２種類の評価指標を設定します。
・「１　事業実施状況等に関する評価指標」は、各事業の実施回数や実施率、参加者数等、毎年度評価するものです。
・「２　市民意識等に関する評価指標」は、アンケート調査により毎年度評価するものです。
・これら２種類の指標を、各基本目標に設定し、進捗管理に努めます。なお、全ての指標は、第４章に挙げられている関連施策の実施に基づく成果として評価します。

１　事業実施状況等に関する評価指標

基本目標	指標	現状（平成25年度実績）	平成31年度に向けた方向性
１	就学前教育・保育、地域子ども・子育て支援事業については、第4章（p33～44）に、各年度の「量の見込み」と「確保の方策」を記載しています。		
２			
３　子どもと親の成長を応援する環境づくり	スポーツ教室の参加延べ人数	306人	↗
	子育てサークル（地区マミィ）・子育て支援ボランティアサークルの活動数	13団体	→
	こどもプラザにおける実施事業の参加延べ人数	―	↗
	地区マミィ活動の参加延べ人数	2,823人	→

基本目標	指標		現状（平成25年度実績）	平成31年度に向けた方向性
４　男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	仕事と子育ての両立に関する講座の参加人数		８人	↑
	父親を対象とした事業の参加延べ人数		０人	↑
	職業能力向上に向けて実施する講座の参加延べ人数		382人	↑
５　子どもと親のこころとからだの健康づくりの推進	妊婦歯科健診受診率（平成26年度新規事業）		10% （平成26年度実績見込み）	↑
	乳児家庭全戸訪問の実施率		99.7%	↑
	乳幼児健診の受診率	3か月児健診	98.8%	↑
		1歳6か月児健診	99.7%	
		3歳児健診	97.5%	
	授業の内容が「よくわかる」と判断した児童・生徒（市教育委員会アンケート）		小６年　79% 中３年　74%	↑
	「トライやる・ウィーク」に参加し「充実していた」と回答する児童・生徒の割合（市教育委員会アンケート）		95%	↑
６　子ども・子育て家庭の安心・安全の確保	子ども見守り隊の加入人数		249人	↑
	ひとり親の就労支援の相談件数		12件	↑
	療育教室の参加延べ人数		84人	↑
	発達支援セミナーの参加延べ人数		25人	↑

2 市民意識等に関する評価指標

基本目標	指標		現状（平成25年度実績）	平成31年度に向けた方向性
３ 子どもと親の成長を応援する環境づくり	「茜が丘複合施設」の認知度・利用度（就学前ニーズ調査の結果）	知っている	61.9%	↗
		利用したことがある	―	↗
	子育てをする上での相談相手がいない・相談できる場所がないと回答する保護者の割合（ニーズ調査の結果）	就学前	4.0%	↘
		小学生	4.3%	↘
	「雨の日に遊べる場所がない」と回答する保護者の割合（小学生ニーズ調査の結果）		62.5%	↘
	地域の子どもの遊び場について「遊具などの種類が充実していない」と回答する保護者の割合（小学生ニーズ調査の結果）		40.2%	↘
４ 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	「子どもが生まれたときに育児休業を取得した」と回答する保護者の割合（就学前ニーズ調査の結果）	父親	0.9%	↗
		母親	27.8%	↗
６ 子ども・子育て家庭の安心・安全の確保	居住地域の子どもに関する治安の悪化を「感じる」と回答する保護者の割合（小学生ニーズ調査の結果）		27.4%	↘

第6章　推進体制

1　計画の推進体制

(1)推進体制の確立

・本計画は、行政だけでなく、さまざまな関係機関によって推進します。家庭をはじめ、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校、地域、その他各種団体等との連携・協働により取り組んでいきます。
・この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたるため、庁内関係部局間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2)国・県との連携

・この計画に関わる施策は、新制度施行に伴う新たな動向等を踏まえつつ、国や県との連携を積極的に図りながら推進していくことが重要です。
・市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉を始め、さまざまな制度の改革と充実に努めるため、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

2　計画の進行管理

(1)計画の評価・検証

・計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、西脇市子ども・子育て会議において計画に基づく各施策・事業の実施状況や進捗について評価・検証し管理します。
・計画の進捗状況の確認を踏まえてさらに計画が推進されるよう、【Ｐｌａｎ（計画）―Ｄｏ（実施・実行）－Ｃｈｅｃｋ（検証・評価）－Ａｃｔｉｏｎ（改善)】のＰＤＣＡサイクルの構築に努めます。

（2）計画の見直し・変更

・計画期間中に計画の見直し・変更をしようとする場合は、子ども・子育て支援法第61条第７項に定められるとおり、子ども・子育て会議を開催し、委員の意見を聴きながら行います。

（3）情報提供・周知

・広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知していきます。

参考資料

1　策定経過

年月日		内容　等
平成25年	11 月 11 日（月）	第１回西脇市子ども・子育て会議 （1）会議の運営について （2）子ども・子育て支援新制度の概要について （3）西脇市の子ども・子育てをめぐる現状について （4）ニーズ調査について （5）その他
	11 月 29 日（金） ～ 12 月 18 日（水）	西脇市　子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査の実施
平成26年	2 月 12 日（水）	第２回西脇市子ども・子育て会議 （1）ニーズ調査結果報告 （2）教育・保育の提供区域について （3）西脇市幼保一元化基本方針について （4）その他
	3 月 20 日（木）	第３回西脇市子ども・子育て会議 （1）量の見込みについて （2）次世代育成支援行動計画内部評価の検証について （3）西脇市子ども・子育て会議の部会設置について （4）その他
	6 月 3 日（火）	第４回西脇市子ども・子育て会議 （1）目標事業量の確認 （2）子ども・子育て支援事業計画骨子案について （3）その他
	8 月 6 日（水）	第５回西脇市子ども・子育て会議 （1）子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等（案）について （2）西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針（案）について （3）子ども・子育て支援事業計画骨子案について （4）その他

年月日		内容　等
平成26年	12 月 24 日(水)	第６回西脇市子ども・子育て会議 (1)子ども･子育て支援事業計画素案について (2)新制度における幼稚園保育料･保育所保育料について ～報告～ (1)西脇市就学前教育･保育の推進に関する説明会の報告について (2)その他
平成27年	2 月　2 日(月) ～ 2 月 23 日(月)	パブリックコメントの実施
	3 月 19 日(木)	第７回西脇市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業計画について (2)特定教育・保育施設等のみなし確認等について (3)その他

２ 西脇市子ども･子育て会議条例

西脇市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、西脇市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　法第６条第２項に規定する子どもの保護者

（２）　事業主を代表する者

（３）　労働者を代表する者

（４）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

（５）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（６）　その他市長が適当と認める者

２　子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

３　専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

（会長）

第４条　子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第６条　子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置く。

４　部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

５　部会長は、部会の事務を掌理する。

６　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（意見の聴取等）

第７条　会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

環境審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

」を

「

子ども・子育て会議委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
環境審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

」に

改める。

附　則（平成26年６月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 西脇市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	職 名 等		氏 名
学識経験のある者	大阪教育大学教育学部 教員養成課程家政教育講座准教授		こざき やすひろ 小﨑 恭弘
	西脇市多可郡医師会会長		ふじた たかし 藤田 位
子ども・子育て 支援に関する事業 に従事する者	西脇市民生委員児童委員連合会 主任児童委員	～H25.11.30	いながき きくえ 稲垣 菊江
		H25.12.1～	たけべ けいこ 武部 惠子
	西脇市教育委員		おざわ はるみ 小澤 陽美
	西脇市社会福祉協議会事務局長		すぎもと しんぞう 杉本 眞三
	西脇市連合区長会会長		たけうち やすひこ 竹内 泰彦
	西脇市保育協会会長		だて けいいち 伊達 惠一
	西脇市園長会長		かんべ 神戸 みよ子
	西脇市校長会長	～H26.3.31	むらかみ あきお 村上 明生
		H26.4.1～	もりもと としふみ 森本 寿文
	加東健康福祉事務所地域保健専門員		たはた しげみ 田畑 茂美
労働者を代表する者	西脇市労働者福祉協議会理事	～H26.3.31	こげ たつのり 古家 達徳
		H26.4.1～	きぬがわ まさあき 衣川 正昭
事業主を代表する者	西脇商工会議所女性会会長		ころやす うたこ 頃安 歌子
子どもの保護者	西脇市 PTA 連合会顧問		あだち しげのり 足立 重徳
	西脇小児医療を守る会代表		とみなが 富永 なおみ
	公募委員		かつおか 勝岡 めぐみ
	公募委員		まるやま のりかず 丸山 哲一
	公募委員		やすだ まさこ 安田 稚子

４ 用語解説

用 語	解 説
あ行	
育児休業（制度）	・子どもを育てる労働者の雇用の継続のため、仕事と育児の両立を支援することを目的として定められた休業制度 ・平成４年施行の育児休業法で定められた制度で、１歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できる。 ・事業主は労働者が育児休業の申出を行ったことや、育児休業を取得したことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。 ・育児休業の他にも、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（３歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。
一時預かり事業	・保護者の断続的又は短期間の労働や病気等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる。
延長保育事業	・保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に保育を実施すること。
か行	
家庭児童相談員	・家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など家庭児童の福祉の向上を図るために相談・指導・援助を行う担当者
合計特殊出生率	・15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数を指す。 ・人口を維持するためには、2.08 程度が必要とされている。
子育て学習センター	・子育ての不安や悩みに対応し、親が子育てを学習するため、子育て相談や情報の発信、遊びを通した親子のふれあいを深める事業や、自主的なグループ活動の支援などの機能を有する施設
子育て短期支援事業	・保護者の疾病等の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで一時的に児童を預かるショートステイ事業及び休日・夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業
子育て力	・地域や家庭等における子どもを健やかに育てる力のこと。 ・近年、核家族化や人間関係の希薄化などから低下していると指摘されている。

用 語	解 説
子ども･子育て関連３法	・「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３法のこと。
子ども・子育て支援	・全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援
子ども･子育て支援事業計画	・５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 ・新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。
さ行	
事業所内保育	・保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内又は周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。 ・０～２歳児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育も行う。
次世代育成支援対策推進法	・次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年４月１日から施行されている法律 ・次世代育成支援対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に則して、行動計画を策定することとしている。
児童館	・児童福祉法に基づく児童厚生施設の１つで、児童の心身の正常な発達を目的として健全な遊びを助長するための施設 ・児童に遊びやスポーツ、読書などを指導するとともに、子育て支援の場として幅広い活動を行う。
児童虐待	・児童に対して、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（放置、保護の怠慢）、心理的虐待を加えること。
障害児保育	・広義には障害のある乳幼児の保育全般のことで、狭義には保育園で行う障害のある子どもの保育事業を指す。

用 語	解 説
少子化	・子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。
スクールカウンセラー	・いじめや不登校など児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であることから、臨床心理士等がスクールカウンセラーとして配置されている。
た行	
地域型保育事業	・０～２歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員５人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業
地域子育て支援拠点事業	・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
地域子ども･子育て支援事業	・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業
適応指導教室	・長期欠席をしている不登校の児童生徒を対象に、学籍のある学校とは別に、公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室 ・ここに参加していることは学校への出席として扱われる。
特別支援学校	・障害のある幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会の一員として可能な限り主体的に生活を営むことができる力を育成するため、特別な配慮のもとに手厚くきめ細かな教育を行う学校のこと。 ・兵庫県では、視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児、病弱児のための学校が開設されている。
特別支援教育	・従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの

用 語	解 説
トライやる･ウィーク	・兵庫県内の公立中学校の２年生を対象に、感謝する気持ちや共生の心を育み、自立性を高めるなど「生きる力」を育成することを目的に実施している数日間の地域や社会でのさまざまな体験活動
な行	
西脇ハーティネス・メンバーズ運動	・西脇市青少年問題協議会、西脇市、西脇市教育委員会が実施主体となった青少年健全育成ボランティア活動 ・子どもたちの監視や行動を規制することが目的でなく、子どもたちをハーティネス（Heartiness：誠意・熱意）をもってあたたかく見守り支援しようとする大人を地域で増やしていくことを目的として活動する。
乳児家庭全戸訪問事業	・乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的に実施する事業
認定こども園	・保育所・幼稚園などのうち、保育と幼児教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設 ・平成 18 年に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事が別途定めた条例によって認定する。
妊婦健診事業	・妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的として実施する健康診査
は行	
発達障害	・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの
パブリックコメント	・市が計画などの基本的な政策を決定する際に、その案を広く市民に公表し、寄せられた意見を参考に最終的な意思決定を行うもの

用 語	解 説
バリアフリー	・生活を送る上で妨げとなる障害や障壁（バリア）が社会から取り除かれた状態 ・障害や障壁には、建物や公共交通機関などにある階段や段差などの物理的な障害物だけでなく、人間関係の形成における人々の意識も含む。
病児保育事業	・病気又は病気の回復期で保護者が家庭で保育できない子どもを、保育所や医療機関等で一時的に保育する事業
放課後子ども教室	・子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	・放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業
母子自立支援員	・母子家庭や寡婦の福祉に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う担当者
ま行	
まちの子育てひろば事業	・子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して、子育ての悩みを解決したり、お互いの情報交換ができる場を提供する兵庫県の事業 ・ひろばでは、就学前など子育て中の親子を対象に、絵本の読み聞かせや人形劇などの遊びを提供したり、子育ての相談に応じたり、親子体操、工作、季節の行事などのさまざまな体験活動が行われている。
民生委員・児童委員	・「民生委員法」に基づき、各市町村に置かれている民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。保護を要する人に対して適切な保護指導や、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務している。
や行	
ユニバーサルデザイン	・障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

用 語	解 説
養育支援訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業や、関係機関などからの情報収集等により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問し、家庭の適切な養育の実施を確保する事業
幼保一元化	・少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、幼稚園と保育所を一体的に運営すること。 ・現行制度では厚生労働省が保育所、文部科学省が幼稚園を所管しているが、平成 18 年度に保育園と幼稚園の両方の機能を持つ認定こども園が本格的に導入され、多様な利用形態に対応できるよう子育て環境の整備が進められている。
要保護児童	・保護者のいない児童、虐待を受けた子どもなど保護者に監護させることが不適当であると認められる児童、非行児童など、社会的に保護・援護が必要と思われる児童のこと。
ら行	
利用者支援に関する事業	・子ども又はその保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

西脇市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）
平成 27 年3月

発行：西脇市　　編集：西脇市　福祉生活部　児童福祉課
兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
TEL:0795-22-3111（代）　FAX:0795-22-1014